[平成16年 第4回定例会]-[12月08日-02号]-P.33

◆20番(青山圭一) おはようございます。私は、民主・市民連合川崎市議団を代表して、 平成16年第4回定例議会に提案された諸議案並びに市政一般について質問をいたします。

その前に、本年10月23日夕刻、新潟県中越地方に震度6強の直下型の地震が発生し、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、避難生活を余儀なくされている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復帰を願うものであります。

さて、本定例議会からインターネット中継が始まりました。本市の議会での状況を市内外へ迅速に発信することは、時代の流れでもあり、市民の皆様との情報共有を図ることは、まさに市民、行政、議会が一体となり、川崎の将来を考えるに当たって大変に有益なことであります。従来にも増して本議会における議論の重みを改めて感じる次第であります。

一方、本市を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。また、国と地方の行財政改革は、残念ながら、地方の自由度を増し、裁量権を拡大するという点で極めて不十分であり、焦点であった義務教育費の国庫負担金の取り扱い、生活保護関連の補助金についても、結果として先送りされました。義務教育費国庫負担金8,500億円の税源移譲や地方税の総額確保などが盛り込まれた点は一定の評価があったものとするが、施設整備費の補助金削減・廃止など重要な事項が先送りされた、また、地方案とは大きくかけ離れた、さらには、政府の改革の大義が感じられない等、地方関係団体からの不満が多く上がっております。また、詳細について不明な部分も多く、行革を推進し、新総合計画策定中の本市にとって大きな懸念材料となりました。今後の国の動向に、柔軟かつ迅速な行動による適切な対応が問われます。

そこで、以上の点を踏まえ、以下、質問をいたします。

地方分権及び行財政改革について伺います。冒頭にも触れましたが、政府与党は、先月26日、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革の内容について示しました。その内容は、生活保護費の国庫負担割合の削減こそ見送られたものの、先ほども申し上げましたとおり、地方6団体や指定都市が求めてきた内容からは大きくかけ離れた内容であると言わざるを得ません。市長は、法定受託事務の一部返上も含め、重大な決意を持って臨む旨、表明されたところでありますが、地方分権を進めるためにも、国への対抗策を本市としても具体的に検討していく必要があると考えます。市長の考えを伺います。また、今回示された内容は、いまだ具体性に乏しく、本市への影響が判断しづらい状況であることは理解しますが、来年度予算に対する影響をどのように評価しているのか、伺います。

いずれにせよ、本市の財政動向は予断を許さない状況であり、行財政改革をさらに一層進めていかなければならないと考えます。現在の行財政改革プランを踏まえ、平成17年度以降、どのように行財政改革を進めていくのか、伺います。以前の答弁では、第2次行財政改革プランを抜き出して策定するのではなく、新総合計画の中に含める可能性もあるとのことでありました。現在示されている新総合計画素案では、行財政改革プランの第1の柱、すなわち内部改革については含まれていないと理解しておりますので、行財政改革プランの第2次実施計画とも言うべき新たな計画の策定が必要であると考えます。今後の進め方とスケジュールについて伺います。また、新総合計画との整合性をどのように担保するのかについても、あわせて伺います。

次に、川崎縦貫高速鉄道について伺います。先般、民主・市民連合市議団として、民主 党神奈川県選出国会議員団を通じて、国土交通省よりヒアリングを受けてまいりました。 これまで、市長初め交通局からの情報が我々の入手するすべてでありましたので、大変参 考になりました。そこで市長に伺いますが、まず、昨年5月、我が会派の提案によって、 市長は1万人アンケートを実施しました。結果は、「延期」40%、「中止」33%、「推進」 16%であり、現在の財政状況では5年程度工事着工を延期せざるを得ないと表明をされま した。現在の財政状況をどう見るのか、さらに、昨年の延期表明以降、新たな事態の変化 があったのか、伺います。

次に、国土交通省は、平成15年5月、2回目の工事施行認可申請の延長許可の期限が、本年9月10日までであるにもかかわらず、川崎市からの意思表明が現在に至るまで届いていないとしていますが、国土交通省に対してはいかなる意思表示を行ってきたのか、2回目の延長許可以降の国との交渉など、本市の取り組みについて伺います。

次に、今定例会冒頭の提案説明で、市長は市営地下鉄について、あらゆる可能性を求めると述べられました。当然、国とのやりとりを想定して新路線の可能性を求めていくと理解をしますが、国土交通省からすれば、新ルート案はあくまで新たな事業申請を行ってもらいたいと、基本的認識を明らかにしています。市長として、仮に新ルート案に変更した場合、国の行政手続について、どう考えて対応されてきたのか、伺います。

今回、事業再評価を前倒しされました。国からの強い要望があったと仄聞していますが、 なぜ今の時期に決断したのか、伺います。

次に、横須賀線武蔵小杉新駅の設置について伺います。今議会冒頭の提案説明の中で、市長は横須賀線武蔵小杉新駅の設置についての取り組みを表明をしました。今議会に提案されている基本構想の実現には、都市拠点として武蔵小杉駅周辺地区の整備は大変重要であり、武蔵小杉駅新駅計画はその中核をなすだけでなく、鉄道利用者の利便性向上につながるものと考えます。そこで、内容についてまちづくり局長に伺います。

1、新駅設置のための基礎調査をJRに委託しているとのことですが、いつ、どんな内容を委託したのか。 2、いつごろまでに調査結果がまとめられ、JR東日本との合意の見通しはどうなのか。 3、3カ年以内の工事着手についての位置づけができるよう取り組むとしていますが、工事完了目標をいつごろと考えているのか。 4、新川崎駅と鹿島田駅間は、距離があるだけでなく、乗車料金も乗り継ぎができず初乗り料金となり、利用者も伸びないと思われます。小杉新駅と南武線との接続はどのように考えているのか。 5 点目、以前、新川崎地区再開発計画の中で、新川崎駅以西での横須賀線新駅設置計画がありましたが、今回、小杉新駅が設置されることで、計画は消滅したと考えてよいのか、伺います。

京浜急行大師線連続立体交差事業について伺います。同事業は、平成5年6月、都市計画決定、平成6年3月、事業認可を経、事業期間を延長し、平成27年度までとしてきました。懸案事項の一つであった東京電力送電線移設について合意がされ、いよいよ段階的整備として、平成22年度完成を目指して、東門前駅付近から小島新田駅1.2キロメートル区間の工事がスタートしますが、都市計画決定から11年が経過、現段階での事業期間である平成27年度完成が本当に可能なのか、また、11年経過した現在、川崎市の財政状況、南武線連続立体交差事業の必要性等を考慮したとき、全区間の立体交差が必要なのか、伺います。

川崎縦貫道路は、大師ジャンクションから国道15号線区間の見通しもはっきりしないた

め、港町駅から川崎大師駅間約1.2キロメートルの並行区間における同時施行も困難な状況になっています。国道409号線と交差する川崎大師駅踏切、本町踏切の立体化を行うことで、交通渋滞を最低限解消できるのではないか等を考慮したとき、京浜急行大師線連続立体交差事業を再評価すべき時期に来ているのではないかと考えます。また、京浜急行大師線連続立体交差事業のめどが立ち、南武線連続立体交差事業を推進することが可能になると思いますが、お考えを伺います。

次に、新潟中越地震は、地震災害による死亡者を超え、エコノミークラス症候群による 死亡者が増加をしています。従来の地震発生後、予想されなかった事態が進行しています。 これが本市を襲ったらと思うと暗たんたる思いが募りますが、本市の対策について伺いま す。

まず、地震発生後の本市の被災地への応援は今日までどのように展開をされたのか、取り組みの実態と、どこからの要請に基づいて行われたのか、今後の予定についても伺います。

次に、いまだ全容が明らかにされていないので、どのように中越地震を教訓とするのか難しいと思いますが、災害発生直後、避難誘導は円滑に行われたのか、資機材は十分だったのか、安否確認は混乱なく行われたのか、伺います。

次に、ライフラインが復旧して以降も余震が続き、車での避難活動の中でエコノミークラス症候群による死亡者が相次ぎました。このことに対する対策をどう講じたらいいのか、また、都市部で起こった場合のトイレ対策等についても伺います。

次に、本市に発生した場合のコンビナートの被害想定とこれに対する避難誘導、10年前に本市で、全国で初めて事業化された震災対策支援システムの現状について伺います。また、コンビナートと市街地を区別する防災遮断帯としてのグリーンベルトの整備など検討されたと仄聞していますが、これまでの取り組みについても伺います。

次に、本市には原子力施設があります。平成14年、オフサイトセンターが川崎区日ノ出に開設され、平成15年11月、原子力漏れを想定して訓練が行われました。本市の原子力防災対策の現状と広報について伺います。

次に、学校の耐震工事の取り組みについて伺います。次代を担う子どもたちに、何よりも安全で安心できる校舎で教育を与えたい。そのためには、一日も早い耐震工事の完了が求められます。これまでのペースを前倒ししてでも行うべきと考えますが、現状と取り組みについて伺います。

次に、今、川崎市民は大規模地震を想定してさまざまな防災訓練を行っています。「市 民教命士を一世帯に一人」を合い言葉に、毎週講習会が開かれております。残念ながら、 常設で消防、防災、救急学習を一貫して学習する場がありません。そこで、今回の中越地 震を教訓に、市民消防・防災・救急学習センターの設置を検討できないか、伺います。

次に、犯罪被害者支援法について伺います。今国会において、犯罪被害者等基本法が成立をいたしました。被害者の権利がようやく法律に明記されることになり、犯罪被害者の支援に対する大きな前進とも言えます。同法前文には、「犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」とあります。また、この法律は、「犯罪被害者及び犯罪被害者の

配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他これらの者に準ずる者並びに犯罪被害者の発生の防止又は犯罪被害者の救助に当たったことにより被害を受けた者」が「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することにかんがみ、国及び地方公共団体に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び犯罪被害者等の社会復帰を支援する責務がある」とし、犯罪被害者等支援対策を総合的に推進し、福祉の増進に寄与するものとしております。本市における犯罪被害者支援に対する考え方として、平成15年12月議会の中で、犯罪被害者支援についてのあり方については、総合的観点から検討したいとの見解を示しております。このことを踏まえ、伺いたいと思います。本市の対応を、これまでの検討経過とともに伺います。また、犯罪被害者のための総合窓口設置の議論が、昨年議会で行われましたが、その後の経過についても伺います。さらに、本市と警察、病院等のネットワークについては、どのような取り組みをするのか伺います。また、本市独自の支援策は、どのように考えているのかも、あわせて伺います。

次に、生活保護受給者の自立支援及び就労促進について伺います。初めに、本市における生活保護受給者は年々増加傾向にあります。生活に困窮している方々を救済していくのは行政として当然の責務であり、私たちも最も重要な福祉施策の一つと認識をしております。現行では、国からの補助金が4分の3、本市負担が4分の1とはいえ、財政面の負担増は避けて通れない事実であります。そこで、本市における至近5カ年の推移についてお示しをください。また、受給者数の変動要素についても伺います。

2番目に、受給者には大きく分けて幾つかのケースが考えられます。病気などで支援保護が必要な方、心身に障害をお持ちの方、高齢に起因して生活費不足等保護が必要な方、あるいは個人的事情、例えば離婚や失業による要保護者等が考えられます。それぞれ受給基準に基づく受給申請時の受給者認定の実態把握・調査方法について、また、現状の実態把握・調査方法に不ぐあい、問題はないのか、伺います。さらに、継続受給者の実態把握・調査方法、不ぐあい、問題点についても同様に伺っておきます。

3番目に、受給者の中には就労あるいは自立を模索している方々もいます。本市の受給者に対する自立支援、就労促進について、今までどのような施策を展開され、実績を上げられてきたのか、内容と数値をお示しください。さらには、実績をどう評価されているのか、また、今後の考え方、改善策についても伺っておきます。

4番目に、現在進められている三位一体改革における政府動向と、改革実施時の本市への影響についても伺っておきます。

次世代育成支援対策行動計画についてお尋ねいたします。本計画は、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法における策定義務に基づいて、素案として策定されました。まず、本計画の本市としての特色をお尋ねいたします。

次いで、本素案で取り組もうとされている家庭への支援策について、以下、お尋ねします。これまでも待機児童の解消等、なかなかその効果的対策が打てていない中で、新たな子育て支援策としてどのような施策を講じる予定なのか、お尋ねいたします。また、本素案の中では、次代の親を育て、家族のきずなを深めることが明記されていますが、その具体的な施策施行についても、どのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

次に、かわさき教育プラン「市民の力が教育を変える」の最終的取りまとめが進められ、 2月にはパブリックコメントやシンポジウムも開催されると伺っております。これまで全 市的に進められていた教育を、より身近な区に重点を置き、市民とともに取り組む体制をつくっていくとの視点で改革が進められようとしており、学校、市民、保護者にも受け入れられるものと考えております。プランでは、行政区単位で取り組まれるとしている地域運営学校の設立や、学校経営アドバイザー制度、そして地域教育サポーター制度など、新しい制度が提案されています。その制度について、また、学校改革の力になり得るのか、伺います。

教育長に伺います。本年度4月より、小学校4校で、中学校2校で、2学期制の試行がなされています。この2学期制については、教育改革プランの中でも、また、タウンミーティングの中でも、否定的な討議や答弁がされていたにもかかわらず、試行が導入されました。試行が導入された経過と考え方について伺います。本年度の6校の取り組みの成果について、どう評価し、それを受けての来年度の取り組みについても伺います。

次に、教育プラン第3次素案によれば、2学期制を導入すると記されております。学校別の子どもの2学期制、3学期制のばらつきは、子ども、保護者たちから戸惑いの声が出されています。平成18年度の導入についての見通しと、2学期制と3学期制との併用についてもあり得るのか、基本的な考えについて伺います。平成18年度の実施の時点では全校が足並みをそろえるべきであり、そのための全校での平成17年度中の検討研究を進める必要があると考えます。その体制を整備することについて伺います。

次に、都市緑化の総合的推進について伺います。本市はこれまで、都市緑化の推進のため、斜面緑地の保全、市民農園の拡充、屋上緑化等、さまざまな取り組みを行っておりますが、これまでの都市緑化の取り組みをどのように総括し、これからどのように取り組んでいくのか、伺います。特に緑の30プランの進捗状況はどのような状況なのか、また、この緑の30プランの進捗状況を踏まえ、今後の数値目標をどのように考えているのか、伺います。さらに、計画を進めるに当たっての問題点をどのように検討しているのか、あわせて伺います。

次に、向ヶ丘遊園跡地利用について伺います。向ヶ丘遊園は、生田緑地内にある花と緑の遊園地として、75年間にわたって親しまれてきただけに、閉園後の跡地利用については、市民の関心は高いものがあります。このたび所有者の小田急電鉄と本市との間に、多摩丘陵の緑豊かな自然を次世代に残すため、一致協力して跡地活用を推進していく基本合意がなされたことを評価しながら、環境との共生がさらに深まることを求め、幾つか伺います。

1点目に、合意書に、川崎市は緑の保全に当たり必要な支援を行うとありますが、支援 の内容は何か、伺います。

2点目に、都市計画緑地に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地に編入することは、従来から求め続けた事柄であり、歓迎するところであります。一方、遊戯施設のあった区域を都市計画緑地区域から除外するとされていますが、その理由について、また、そのことによって何が変わるのか、伺います。編入、除外、それぞれの面積についても伺っておきます。

3点目は、事業ゾーンについてであります。遊戯施設のあった区域を中心に事業ゾーンが形成されます。この区域を、現状でも高さ20メートルまでの建物の建設が可能ですが、このような建物は周辺緑地景観を損なうなどのことが危惧されております。地区計画導入によって、高さ制限や緑の保全・回復などを誘導するなどの対応も必要と思いますが、伺

います。事業ゾーンにおける小田急電鉄の意向は、医療施設、介護施設をセットした高齢者向け住宅などと伝えられていますが、何が構想されているのか、伺います。また、今後、市と引き続き協議をしながら、1年かけて具体的な事業計画を策定すると仄聞していますが、今後の事業完成に至るまでのスケジュールと本市のかかわり方を伺います。都市計画変更の時期についても伺っておきます。

4点目は、ガーデンゾーンについてであります。まず、このガーデンゾーンは、一定のルールのもと市民開放を行い、人々の語らいと憩いの場、にぎわいの場にするとのことであります。ガーデンゾーンはばら苑と隣接しており、協調して一体的な整備や利用を行うのがよいと思いますが、考え方を伺います。具体的な施策等、あれば、あわせて伺います。

アジア起業家村構想について伺います。本市は、臨海部再生のため、アジア起業家村構想を進めています。一方、総合計画の中にも、新たな産業の創出として施策展開を進めようとされていますし、中国の上海交通大学との環境技術に対する調印や日中国際シンポジウムの開催など、その推進が行われておりますが、幾つか伺います。

まず初めに、現時点の進捗状況についてお示しください。

2点目として、構想実現のための課題としてどのようなことをとらえ、対策を講じよう としているのか、伺います。

3点目として、この構想を通して、国際都市としてどのように都市再生を果たそうとしているのか、伺います。

4点目として、この構想実現のためには、産学連携のあり方が問われてくるだろうと思われますが、産学連携を進めるためにどのような問題点をとらえ、対策を講じようとしているのか、伺います。

「活力にあふれ躍動するまちづくり」に関連して、川崎を支える産業を振興するための 方策として、インターネットの活用が考えられます。そのことについて伺います。ものづ くり産業を推進するための、ものづくり情報提供サービスの充実として、本市の対応を経 済局長に伺います。

また、本市ホームページへのバナー広告の掲載は、安価な広告媒体を市内産業に提供することにより、地域経済の活性化につながります。さらに、広告料収入という副産物も本市財政にもたらします。本市では、関係局でつくるインターネット利用検討部会と調整しながら検討していくと、9月の議会で答弁をいただいておりますが、検討経過、今後のスケジュールを市民局長に伺います。

次に、川崎市中央卸売市場南部市場について伺います。ことし10月に、国の第8次卸売市場整備基本方針が示され、取扱数量の少ない南部市場は廃場を含めた再編が避けられなくなり、市は平成22年度までに結論を出すとのことです。

そこで伺いますが、取扱数量が減少した原因について、これは青果、水産物、花卉、それぞれについてお答えください。2番目ですが、開設者側の問題として、施設面での整備のおくれについてもお聞かせください。3点目に、取引の効率化など、現行における取引面での改善策について。4点目として、中央市場が地方市場に変わった場合はどのようになるのか。5点目として、廃場にしないために、水産、青果、花卉、それぞれの業者の一層の努力が求められるわけですが、開設者の役割についての考えを伺います。

次に、基本構想の実現に向けた取り組みとして、「個性と魅力が輝くまちづくり」にお

いては、多摩川の魅力を生かす施策や、港・運河を有効利用し、産業と観光を一体化させるなどの取り組みが考えられるところですが、個性と魅力をどのように打ち出していくのか、取り組みと計画を伺います。特に産業と観光の融合については、県と連携し、産業観光研究会を立ち上げているところですが、進捗状況及び実現のための取り組みと、今後の課題を伺います。

次に、ホームタウンスポーツの育成及びJ1昇格に伴う川崎フロンターレに対する本市の支援策について伺います。本年9月、全国に川崎の名を発信するホームタウンスポーツ推進事業として、ホームタウンスポーツ推進パートナー制度がスタートしましたが、初めに、その後の進捗状況について伺います。

次に、今シーズンの活躍により、晴れてJ1入りを達成した川崎フロンターレですが、 1部リーグへの昇格と活躍に対し、心からの敬意を表し、ねぎらいと御礼を申し上げたい と思います。本市を本拠地としたプロスポーツチームが、今後日本のトップレベルの1部 リーグで活躍を展開されるわけですが、川崎の名を日本じゅうにとどろかせるフロンター レチームを、本市のホームタウンスポーツとしてどのように支援をしていこうとされてい るのか、具体的支援策について市長に伺います。

また、今後は、等々力競技場がホームグラウンドとして継続使用されるわけですが、従前と違って、J1チームがアウエーチームとして来場し、中にはかなり大勢のサポーターの入場が予想されるゲームがあることは必至であります。例えば熱狂的なサポーターを有する浦和レッズ、新潟アルビレックス、ジュビロ磐田などが代表的なチームですが、そこで伺います。

1番目に、等々力競技場のメーンスタンドの屋根の設置についてであります。雨天のゲームもあるので、メーンスタンドの大勢の観客は濡れながら観戦を強いられるわけであります。屋根の設置についての考えを伺います。

2点目に、従来より観客増が想定されるゲーム開催時は、当然車での来場者もふえると 予想されますが、現在の駐車場の収容能力と、今後の増設予定についても伺います。

3番目に、同様の観客動員の大きいゲーム開催時の公共交通を利用しての来場者のアクセス強化についてであります。電車利用で来場される観客は、武蔵小杉駅からバスによる搬送がほとんどと考えられますが、来場時もさることながら、ゲーム終了時は帰途集中が予想されます。混雑緩和のための直行便増設や、スタジアムに近い場所へのバス停の設置についてのお考えを伺います。また、車利用者の帰宅時の駐車場からの渋滞対策についても伺っておきます。

4番目に、あるときは暴動にまで発展するケースもあり、彼らのことを一部ではフーリガンと呼んでいるようですが、フーリガンとまでは言わずとも、熱狂的サポーターの来場も推測されます。事が起こってからでは遅きに失するのであります。スタジアムの警備対策についても伺っておきます。

次に、諸外国の先進事例に対する本市の諸施策について伺います。2004年10月18日から27日までの日程で、本市議会14名から構成される欧州視察団による、本市の姉妹都市であるイギリスのシェフィールド市を初めとする数カ国への視察が行われました。我が会派からも6名の議員が出席いたしました。そこで、諸外国での事例を踏まえ、何点か伺いたいと思います。

まず初めに、オランダ・ロッテルダム港に関連して、本市の港湾施設について伺います。オランダ・ロッテルダム港は、世界でも最大規模の港であり、ヨーロッパ最大の物流拠点でもあります。EU統合とグローバル化の中、物流の低コスト化、陸上・水上輸送機能の連携・向上、流通機能の強化等を図っております。ロッテルダム港湾局は、本年からロッテルダム市が3分の2を出資した株式会社に移行しております。社員数は1,300人、年間売り上げは4億ユーロ――日本円で約500億円、総延長40キロメートルのマース川とライン川の下流に広がる広域港湾区域を市が所有し、利益を得ております。企業誘致のため、港湾機能の強化を図り、無人監視などの技術革新を進め、運行の安全対策を初め、港の汚染対策、テロ対策等の充実を図っております。そこで伺いますが、本市の港湾施策の取り組みとして、特に最近重要性が高まっている安全対策、テロ対策はどのようにされているのか、現状と今後の取り組みについて伺います。

次に、スウェーデン・ストックホルム市における交通バリアフリー化に対する視察及びレクチャーに関連して、まちづくり局長、交通局長に伺います。ストックホルム市の交通政策に関しては、ノーマライゼーションの理念のもと、移動制約者を含む――高齢者の方も含みますが――すべての人々に対する交通サービスの利用のしやすさの確保を目標としております。ストックホルム市における交通施策は、50%を自治体、50%を運賃収入で賄う第三セクター、大ストックホルム圏運輸会社が、地下鉄、バス、路面電車等を外注による運営で行っています。担当者からの話によれば、2008年には90%まで運賃収入で賄いたいとのことでありました。民間委託化が随分と進んでいる印象を受けました。また、バリアフリーについても、スウェーデンは2010年まで、何の障害も受けずに希望先に到達できる方法を実現することを目標にしております。そのため、会社内部に年4回から5回の提案を行う組織をつくり、よりよい交通手段の実現に取り組んでおります。そこで、こうした取り組みを踏まえ、本市における今後の交通体系のあり方について見解を伺います。

次に、交通局の運転手採用等についてお伺いいたします。現在、交通局では、嘱託の市バス運転手を公募し、採用選考の試験が行われていると伺っています。これまで退職者の再任用、再雇用の採用を行ってきていますが、一般に公募した嘱託運転手を採用することは、市バスとしては初めての取り組みだと思いますが、導入に至る背景はどのようなことなのか、お伺いいたします。バス事業は労働集約型の事業でありますから、公営事業である市バス事業においても、常に人件費の抑制に努める必要があるものと考えますが、人件費の抑制に対して、どのように考えておられるのか、伺います。また、市では、行財政改革プランにより、幅広い分野で民間委託や指定管理者制度が進められています。市バスにおけるこれまでの委託化の取り組みと、今後に向けてどのような検討がされているのか、お伺いいたします。

次に、議案第167号、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について伺います。任期付職員というのは、任期中は一般職員と身分は同じとはいえ、任期の定めがあるという点で、ある種非定型の雇用形態と指摘できますが、なぜこの時期に任期付職員の制度を制定するのか、伺います。次に、任命権者について、市長に限定しているのか、伺います。

次に、一般任期付職員の条件である「専門的な知識経験」等とは何か、特定任期付職員 の「高度の専門的な知識経験又は優れた識見」とは何か、具体的にお示しください。さら に、それぞれどのような職種を想定されているのか、具体的にお示しください。次に、採用の仕組みについて、公募方式と公募をしない方式とを想定されているようですが、内容を伺います。さらに、一般職とはいえ、「専門的な知識経験」等または「高度の専門的な知識経験又は優れた識見」を有する職員です。事業もしくは人事評価の仕組みについて伺っておきます。

議案第170号、川崎市自治基本条例の制定について、市長に伺います。今回の自治基本条例は、指定都市として全国に先駆けての制定であり、本市における自治の基本的あり方や 運営の原則について明確に定めることは、地方分権、地方主権の流れの中で、重要な意義 を持つものと考えます。その上で3点について伺います。

まず第1に、区への分権について伺います。住民自治の観点からは、できるだけ身近なところで意思形成や決定を図る仕組みづくりが重要であり、今回の自治基本条例の中でも区及び区役所への分権が位置づけられていることは高く評価するものであります。区への分権に実効性を持たせるには、区に責任を与えるとともに、区ごとにきちんとした評価を行えることが重要であります。そのためには、一般事務経費を含めた区全体の予算状況を把握できる仕組みを欠くことはできませんが、予算編成上どのように対応されるのか、伺います。組織に関しては、保健福祉センターや建設センターを区に移管してきたところでありますが、今後について伺います。次に、本年、地方自治法が改正され、地域協議会、区地域協議会の規定が新設されました。区民会議の平成18年度の本格実施に当たっては、地方自治法に基づく位置づけも視野に入れているのか、伺います。

第2に、苦情、不服等に対する措置についてであります。本市では、市民オンブズマン制度を中心に、市民の市政に対する苦情、不服等の救済の仕組みを運用していますが、自治基本条例の制定に基づき、この面がどのように強化、発展されるのか、伺います。

第3に、住民投票制度についてであります。さきの本会議における答弁では、平成17年度に市民参加による検討会議を設置するとのことでありました。検討会議の構成や進め方など、その後の検討状況について伺います。

次に、議案第173号、川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回、地方公営企業法全部適用をすることに伴い、策定をすることになります経営健全化計画の概要及びタイムスケジュールについてお示しください。また、既存の経営プロジェクト会議や、副市長を先頭とする経営会議との違いについても、あわせてお答えください。

次に、病院管理者は、地方公務員法上の特別職であり、各病院長との位置づけが異なっていますが、おのおのの職責について明らかにしてください。次に、病院管理者と病院局の関係について伺います。管理者と局長を職務上兼務とするのか、また、おのおのを独立させるのか、組織体制の確立について、基本的な認識をお示しください。

次に、議案第180号、川崎市基本構想について市長に伺います。先日示されました「基本構想の実現に向けた政策体系と主な取組」によれば、基本構想を構成する基本政策、政策の基本方向、基本施策の下に、第4階層として、現時点で想定される施策課題案が示されています。また、今までの本議会や総務委員会における答弁によれば、来年3月までに策定される実行計画、この実行計画は、直接的には平成17年度から始まる3カ年を対象とした具体的な計画となるものですが、単に3カ年の施策だけを含めるのではなく、あわせて

基本構想の計画期間である平成26年度までの10年間に実行する施策についても、全体像をできるだけ具体的に示されるとのことでありました。これらの経緯を踏まえ、市長に3点伺います。

第1に、実行計画の策定に際しては、基本構想の計画期間である10年間を対象とした施 策の全体像が、可能な限り具体的に示されるという理解でよいのか、確認を含め、伺いま す。

第2に、さきに示された「主な取組」は、このままの形ではないにせよ、おおむねここで示された施策に関しては重点的、優先的に実行すべき内容であるという理解でよいのか、 伺います。

第3に、実行計画策定段階で示される施策の全体像において記述されない事業に関しては、計画期間の10年間では実施しないことを意味すると理解してよいのか、伺います。また、その場合、重点施策の見直しはどのタイミングで行うのかについても、あわせて伺います。

議案第202号、平成16年度川崎市高速鉄道事業会計補正予算について伺います。本定例会において、企業債1,600万円、出資金400万円、合計2,000万円の補正予算が今議会に議案上程されました。まず、今回提案されている調査項目は何なのか、伺います。

次に、本市における事業再評価から着工までの手続はどうなるのか、伺います。次に、 国は改めて事業再評価を行うとしていますが、その場合の評価項目は同一なのか、伺いま す。次に、本市の川崎縦貫高速鉄道事業評価検討委員会の構成についてもお示しください。 以上、明快な答弁をよろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長(佐藤忠) 市長。

〔市長 阿部孝夫登壇〕

◎市長(阿部孝夫) それでは、私から、ただいまの民主・市民連合を代表されました青山議員の御質問にお答えいたします。

まず、三位一体の改革についてのお尋ねでございますが、初めに、国への対抗策についてでございますが、先月26日、政府与党においてまとめられた三位一体の改革の全体像では、義務教育費国庫負担金について、暫定措置として8,500億円の削減額が明記されましたものの、結論が先送りされており、その他の国庫補助負担金の廃止・縮減につきましても、真の地方分権の実現を目指し、地方6団体が提案した改革案の内容とは大きくかけ離れておりまして、不十分な内容であると考えております。また、税源移譲につきましては、国の関与に伴う各種手続等の事務量を残したままで、目標額の8割程度しか行わないということは、まことに遺憾であります。したがいまして、今回の三位一体の改革の全体像は不十分であり、今後の国への対抗策につきましては、現在、法定受託事務の返上を含め、八都県市首脳会議の地方分権担当者会議において検討をいたしておりますけれども、地方6団体との連携もとりながら、さらに具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、来年度予算への影響についてでございますが、今回示されました改革の全体像は、 国庫補助負担金の見直しでは、都道府県の事務である義務教育費や、新たに都道府県負担 を導入する国民健康保険が大半を占めておりますものの、その具体的内容が現段階では示 されておりませんため、本市の平成17年度予算への影響は、いまだ不透明な状況でございます。しかしながら、地方交付税の改革につきましては、平成17年度及び平成18年度は、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することとしておりますものの、総額抑制の方向から臨時財政対策債が減となることが予測されまして、大変厳しい財政状況が続くものと考えております。いずれにいたしましても、今後、来年度の予算編成に当たりましては、年末に示されます地方財政対策や国の予算の動向等に注視しながら、策定してまいりたいと考えております。

今後の行財政改革についてのお尋ねでございますが、市税収入の低迷や国の三位一体改革の影響などによりまして、依然として厳しい財政状況の中、基本構想の実現に向けて新たな時代にふさわしい行財政システムを構築し、基本構想に掲げる政策の実施を通じて、新たな川崎の姿をつくり上げていくためには、行財政改革を今後も引き続き徹底して推進していくことが必要であると考えております。こうしたことから、行財政改革プランで掲げました改革の3つの柱のうち、公共公益施設・都市基盤整備の見直し、市民サービスの再構築につきましては、持続可能性や既存施設・資源の有効活用、発想や事業執行手法の転換といった改革の考え方を踏まえながら新総合計画の策定を行っており、新総合計画の実行計画の中で取りまとめてまいりたいと考えております。

また、行政体制の再整備につきましては、平成17年度以降の行財政改革の取り組みとして、これまでの改革の方向性を踏まえつつ、改めて職員削減の数値目標を掲げるとともに、職員の意識改革など新たな取り組みも加えながら、第2次の行財政改革プランとして、今年度中に取りまとめてまいりたいと考えております。こうした行政体制の再整備にさらに積極的に取り組み、平成17年度以降の行財政改革の取り組みを新総合計画の実行計画と一体のものとして推進していくこと、また、プランの進行管理を新総合計画の実行計画と連携を図りながら行うことなどにより、相互の整合性を確保してまいりたいと考えているところでございます。

次に、川崎縦貫高速鉄道線についてのお尋ねでございますが、初めに、財政状況等についてでございますが、平成17年度の予算編成方針の中で試算をいたしました今後5年間の収支見通しは、これまでに達成した行財政改革の内容を織り込んだ、平成16年度予算を踏まえたものでございますけれども、このうち平成17年度からの3カ年の収支不足額は、行財政改革プランでお示しした収支不足額よりも、実質的にはむしろ拡大するという厳しい状況となっております。これは、昨年春の時点での試算よりも、平成16年度予算における地方財政計画の圧縮規模が大きくて、結果として臨時財政対策債が減となり、行財政改革プラン上の見込みを下回る市税収入を補えなかったことなどによるものでございまして、こうした点で財政環境に変化が生じております。このように、短期的には厳しさを増しているわけでございますけれども、それ以降の中長期的な見通しにつきましては、第2次行財政改革プランや新たな総合計画の内容も考慮に入れながら、事業再評価にあわせ、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、ルート変更についてでございますが、仮にルートを変更することが市民にとってよりよいものであるならば、新たな鉄道事業許可のとり直しが必要となり、工事着手までに多少の時間を要することになったとしても、国や関係機関と、誠心誠意、協議調整し、許可取得に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、事業再評価の前倒しについてでございますが、本事業につきましては、平成13年度予算において補助事業採択を受けており、平成17年度に事業採択後5年が経過した時点で未着工の事業に該当いたしますので、事業再評価の対象となるものでございます。しかし、本事業につきましては、本年9月に工事施行認可の延長申請を保留しておりますことから、同一年度内に事業再評価に係る本市の手続を前倒しして実施し、平成16年度末までに本市としての対応方針を明らかにすることといたしたものでございます。

次に、川崎フロンターレに対する本市の支援策についてのお尋ねでございますが、まず、 川崎フロンターレが、このたび J 2 優勝と J 1 昇格をなし遂げたことは、監督、選手、関係者並びにサポーターの皆様はもちろん、多くの市民にとって喜びであったと存じます。

さて、川崎フロンターレは、川崎市をホームタウンとして、Jリーグの理念である地域に根差したスポーツクラブとして活動をいたしております。本市といたしましても、川崎フロンターレと連携しながら、スポーツを通じて市民の方々がまちへの愛着と誇りを持ち、川崎のイメージアップが図られるよう各種施策展開を図るとともに、市を挙げて応援をしてまいりました。来季につきましては、観戦者がふえることが予想されますことから、競技場及び周辺環境の整備も必要になるものと考えておりますので、必要性の高いところから、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

また、本年9月に、本市をホームタウンとして活動しているスポーツ団体や選手を、ホームタウンスポーツ推進パートナーとする制度を設けたところでございます。川崎フロンターレにつきましても、ホームタウンスポーツ推進パートナーとして、小中学生や市民と触れ合う各種活動をお願いしているところでございます。今後、商店街、町内会・自治会、青少年関係団体などへも働きかけ、全市を挙げて川崎フロンターレの支援に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、区への分権と予算についてのお尋ねでございますが、区長が実質的な執行権を持つ予算としましては、従前から、生き生きとした区を創造するために、区が自主的に企画立案し実施する、魅力ある区づくり推進事業費がございますが、平成16年度予算におきましては、新たな取り組みといたしまして、地域の課題解決に向けて、区が主体的に関係局と調整を行い実施する事業の予算化を図ったところでございます。来年度予算におきましても、これらの取り組みを充実していくとともに、区への分権をより一層進めるために、区長権限により執行する予算の拡充を検討しているところでございます。また、各区の予算を市民に対してわかりやすいものとするために、新たな款として区役所費を創設し、この款の中で区ごとに独立した科目として位置づけることも、あわせて検討しているところでございます。

次に、区役所の組織についてのお尋ねでございますが、区役所につきましては、都市化の進展や、本格的な少子高齢社会の到来等による地域社会の変化に対応した、地域における行政サービスの提供拠点として、また、区民と行政との協働の拠点として、だれもが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現のための機能強化を進めているところでございます。したがいまして、区役所においては、区民に身近な行政サービスを、区民にわかりやすく、迅速かつ的確にサービス提供できる体制を整備していくことを基本としまして、地域環境の保全整備等のまちづくりや、地域における子育て、教育、安全の確保などが重要な課題と考えておりますので、これらの課題の解決に向けまして、区役所の総合調整能

力、企画能力の強化や、地域における子育ての支援、身近な環境の整備等のさまざまな活動を支援できる体制を整備するなど、地域の課題は地域で解決できる区役所組織の機能充実を図ってまいります。

次に、自治基本条例についてのお尋ねでございますが、初めに、区民会議につきましては、地域のことは地域で解決するという基本的な考え方に立って、幅広い意見を出し合っていただき、区における課題を的確に把握しながら、区民の参加と協働によって解決するための調査審議をしていただくことを考えております。したがいまして、区民会議の委員構成につきましては、御指摘のとおり、可能な限り区民の総意を反映できるものとすることが重要でございまして、地域を代表する方々や課題解決に必要な分野で活動をされている方々、公募の区民とともに、区選出議員である市議会議員や県議会議員の皆様にも、委員として御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、区民会議の設置に向けての進め方でございますが、まず、平成17年度に全区で試行的な取り組みを実施したいと考えております。この試行における区民会議の委員の構成につきましては、区政推進会議、まちづくり推進組織、町内会・自治会等の市民の方々などから御意見を伺いながら検討し、本年度末には明らかにしてまいりたいと考えております。また、試行における審議事項につきましては、区民会議による地域課題の解決策の検討を通して、区を中心に事業として企画立案し、予算を確保し、事業を執行するというサイクルを構築することをねらいといたしまして、昨年度から各区で取り組んでおります地域課題調書の作成に関することを取り上げてまいりたいと考えております。この試行の取り組みを実施した後には、その内容を検証し、課題等を整理するとともに、市議会や関係の機関・団体、市民の皆様の御意見を伺いまして、条例化を図り、平成18年度から本格的に実施してまいりたいと考えております。なお、条例化に当たりましては、試行の検証結果などを踏まえまして、地方自治法における区地域協議会としての位置づけを含め、区民会議の法的な位置づけを検討してまいりたいと考えております。

次に、住民投票制度についてでございますが、現在、制度設計に向けた課題整理を目的として、学識者による検討委員会を設置しておりまして、本年7月に中間報告が提出され、今年度中には最終報告をまとめていただく予定となっております。平成17年度には専門的な知識を有する学識者と公募の市民などによる新たな検討委員会を設置し、年齢要件などの発議や投票に係る資格要件、住民発議に必要な署名数などの、制度設計に必要な事項について詳細な検討を行っていただき、同委員会からの報告を踏まえて、条例案を策定してまいりたいと考えております。

次に、苦情、不服等に対する措置についてのお尋ねでございますけれども、市民の市政に対する苦情、不服等の救済の仕組みである市民オンブズマン制度は、市政への不服等に対する救済を担い、また人権オンブズパーソン制度は、人権侵害に関する救済を担っております。これらの救済制度は、開かれた市政の一層の推進と人権が尊重される地域社会づくりにとって、なくてはならない仕組みでございます。市民の権利、利益の救済制度は、法律に基づく行政不服審査制度から市単独の制度まで、広く市民に理解され、市民にとって利用しやすいものであることが大切であると考えております。このような各種救済制度が、自治基本条例に定められた趣旨に沿って市民に十分に活用されるよう、適切な運用に

努めてまいりたいと存じます。

次に、基本構想についてのお尋ねでございますが、現在策定を進めております新総合計画の実行計画は、基本構想に掲げる、まちづくりの基本目標の実現に向けて、今後3年間の具体的な施策の取り組み内容をお示しするものでございます。計画は、市政全般にわたる施策や事業を対象とするとともに、基本構想の計画期間であります10年間を見据えながら、可能な限り具体的な達成目標を設定してまいりたいと考えております。

次に、「基本構想の実現に向けた政策体系と主な取組」につきましては、基本構想の実現に向けて取り組む施策の中から、「まちづくりの基本方向」や「政策に反映すべき基本的視点」などを反映しているものを、現段階において取りまとめたものでございますので、今後、平成17年度予算編成と連携しながら検討を進め、計画期間内において大きな効果や成果を上げることができるよう、重点的、戦略的な対応をすべき施策を取りまとめてまいりたいと考えております。また、今回の実行計画につきましては、基本構想の実現に向けて、今後3年間で取り組む施策について、その具体的な事業内容や実施時期などを取りまとめるものでございますので、それ以降の具体的な取り組みにつきましては、今後、実行計画の改定を行う段階で明らかにするとともに、あわせて重点的に取り組む施策の見直しも行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

### ○副議長(佐藤忠) 教育長。

〔教育長 河野和子登壇〕

◎教育長(河野和子) 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校における耐震工事の現状と今後の取り組みについての御質問でございますが、学校の耐震化につきましては、平成10年度から、児童生徒への安全性と地域防災拠点の観点から、校舎や体育館への耐震工事を計画的に行ってきたところでございますが、これまでに小中学校の避難場所である体育館につきましては、100%の耐震化が完了しているところでございます。また、校舎の耐震工事につきましては、近年、平均7~8棟で推移しておりまして、全校舎の55%で耐震化がされているところでございます。学校の耐震工事は、校舎の増築、改築、大規模改修と同様に重要な事業と認識しておりますので、今後の取り組みにつきましては、関係局と十分な協議調整を行い、できる限り早い時期の完了を目指し、整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、かわさき教育プランについての御質問でございますが、初めに、プランで提案されております新しい制度についてでございますが、まず、地域運営学校は、平成16年に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、学校運営協議会を設置するもので、そこでは校長の作成する学校運営の基本方針の承認や、教職員の任用に関する教育委員会への意見など、保護者や地域の方々と校長や教職員とが一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれ、信頼される学校づくりを行う新しい学校運営の制度として提案されているところでございます。

次に、行政区における教育支援体制でございますが、教育改革を進めるために、学校教育活動や地域での市民の学習活動を身近に支援していくシステムでございます。その中で、学校経営アドバイザーは、裁量権や責任の拡大する学校を支援することを役割としまして、

また、地域教育サポーターは、中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、また、学校における地域人材の活用促進などの活動を通しまして、地域・学校・行政を結びつける役割を担っていただこうという趣旨で、提案していただいているところでございます。

次に、学校改革についてでございますが、各学校の自主性、自律性を促進し、市民と協働して教育活動を進めていくことがプランの基本的な考え方でございますので、プランの中で協議されている新たな取り組みは、それぞれの学校を有効に支援し、改革を進める力になると考えております。

次に、本市における 2 学期制の試行の導入についての御質問でございますが、 2 学期制の試行の導入に向けましては、平成15年 6 月、教育課程検討プロジェクトを設置しまして、そこでは学校 2 学期制に関する作業部会を立ち上げ、 3 回の検討会を重ねて、平成16年 2 月に試行校の募集を行ったところでございます。学校 2 学期制は、学期を長期的なサイクルでとらえることで、 3 学期制に比べ、時間的、精神的なゆとりの中で、充実した学びの連続性を生み出すことが可能になります。また、長期化した学期の中で、児童生徒一人一人の興味関心を大切にした連続的、発展的な学習を展開することができます。 さらには、日々の評価を積み重ね、多面的な視点で児童生徒の学びの成果を見取ることができます。

次に、6校の取り組みと成果についてでございますが、小学校4校では、学びの連続性を踏まえた夏休みの利用が図られまして、児童の自学自習の姿勢が最も伸びる時期であるととらえ、保護者のための教育相談日を設けたり、また、パソコンルーム、図書室等の学校施設開放を行ったりしまして、ゆとりを持った学習展開が図られております。また、学校のあり方や、ゆとりある学校教育活動の見直しを図るなど、教職員全体で考えることができたとの報告もございます。

次に、中学校でございますが、定期テストだけでなく、日常の指導、評価に目を向けられるようになったことや、夏休みの学習相談日では、時間を十分に使って実施することができたなどの取り組みがございました。小中連携して2学期制を実施している学校では、職員同士の情報交換や行事の調整など、多くの連携した取り組みが行われております。このゆとりある教育活動を行うためには、2学期制度を実施することが効果的であると考え、試行校におきましては、川崎らしい学校運営を目指した取り組みを進めております。

次に、来年度の取り組みについてでございますが、平成17年度には、さらに試行校の拡大をお願いするとともに、3学期制の学校におきましても、2学期制についての考え方など、校内での検討会をお願いしながら、教育課程のあり方などの再検討をしていただきたいと考えております。一方、教育委員会といたしましては、試行校の取り組みをもとに、検証されたことについて、広く学校に情報提供してまいります。今後、全市的行事につきましては、そのあり方について2学期制の試行中に検討してまいります。

次に、ホームタウンスポーツ推進パートナー制度についての御質問でございますが、現在、スポーツを通じて市民に感動や元気を与え、子どもたちの夢や希望をはぐくみ、全国に川崎の名を発信する、ホームタウンスポーツの推進を進めております。川崎をホームタウンに活躍するトップチームなどが多くございますが、その中でも活躍の著しい川崎フロンターレ、東芝野球部、東芝バスケットボール部、富士通女子バスケットボール部、トランポリンの中田大輔選手の4団体1個人を、9月にホームタウンスポーツ推進パートナー

に認定させていただいたところでございます。その後の取り組み状況につきましては、市 民の皆様に、身近に感じて、親しみを持ち、応援いただけますよう、小学校でのふれあい 教室や広報活動を実施しているところでございます。

初めに、小学校でのふれあいスポーツ教室につきましては、川崎フロンターレ、富士通女子バスケットボール部などの協力により、既に39回実施しておりまして、子どもたちに喜ばれております。今後は、東芝野球部、東芝バスケットボール部によるスポーツ教室も計画しております。

次に、広報につきましては、市政だより11月21日号、1面で御紹介をしたところでございます。今後も、ホームゲームの開催や市民招待の御案内を、市政だよりなどで行ってまいります。また、本庁舎や区役所での懸垂幕によるPRも行っているところでございます。今月は、本庁舎に「がんばれ!ホームタウンスポーツ推進パートナー」の懸垂幕を掲示しております。また、1月には、高津区役所での掲示を予定しているところでございますし、地下街アゼリア広報コーナーにおきましても、12月7日から12月16日まで広報掲示を実施しております。東芝バスケットボール部、富士通女子バスケットボール部につきましては、来年度、とどろきアリーナでホームゲームを開催できるよう、会場の事前確保を行っております。今後も、ホームタウンスポーツ推進パートナーの活躍を広報誌などで紹介するとともに、ふれあいスポーツ教室などを行い、市民の皆様に親しんでいただきながら、スポーツを通して川崎への愛着をはぐくみ、川崎の魅力づくりを図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 総務局長。

[総務局長 砂田慎治登壇]

◎総務局長(砂田慎治) 総務局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、防災対策についての御質問でございますが、まず、新潟県中越地震発生に伴う本市の被災地への支援についてでございますが、各局で構成いたします新潟県中越地震支援対策会議を開催し、支援対策についての総合調整を行い、支援を実施いたしました。支援の内容につきましては、給水活動、保健師による被災者へのメンタルケア活動、建物の危険度判定調査、下水道施設の復旧支援、消防活動など、12月1日現在で延べ164名の職員を派遣しております。また、物資につきましても、神奈川県を通じて飲料水などを支援いたしましたが、今後につきましても、国などの要請に基づきまして対応してまいりたいと考えております。なお、市民の方々からも義援金が約1,700万円送られております。

次に、新潟県中越地震の教訓についてでございますが、防災会議の防災対策検討委員会委員から被災状況などの報告をいただいており、また、11月29日には被災地への派遣職員によるシンポジウムを開催し、現地の状況などについて報告を受けたところでございます。しかしながら、現時点におきましては、詳細について不明な点もございますので、今後、国や新潟県などの報告を検証いたしまして、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、エコノミークラス症候群についてでございますが、災害時の広報などの際に注意 を促すとともに、特に高齢者などへの発症の危険性を考慮し、一定の空間を確保できる避 難所などへの誘導に努めてまいります。

次に、トイレ対策についてでございますが、地域防災拠点である中学校などに仮設トイレを保管しておりますので、被害の状況に応じて避難所などに配置いたします。なお、トイレが不足の場合には、協定都市などに支援を要請してまいる予定でございます。

次に、コンビナートについてでございますが、昨年の十勝沖地震での北海道苫小牧の石油タンク火災を契機に、石油コンビナート等災害防止法及び消防法の一部が改正され、大容量泡放射砲などの防災資機材の整備、屋外貯蔵タンクの耐震改修の促進などの施策が進められているところでございます。被害想定といたしましては、神奈川県石油コンビナート等防災計画に、南関東地震などで、引火性液体の屋外タンクからの小規模な漏えいや相当量の継続的な漏えいの被害が数カ所程度発生する可能性があるものの、タンクヤード外への火災などの被害はないと想定されております。また、避難対策といたしましては、大規模屋外タンク等の火災、爆発または有毒ガスの漏えいにより、付近住民に危険が及ぶ場合には、一時避難として近隣の空き地など安全な場所に避難誘導し、さらに必要な場合には、直近の小中学校または広域避難場所に避難する計画となっております。

次に、防災遮断帯構想についてでございますが、コンビナート地区と隣接市街地との分離を図り、災害の相互波及を防止または緩和させることを目的としたものでございましたが、近年の著しい産業構造の変化に伴い、臨海部の再編も進み、土地利用も大きく変わっておりますので、これまでの遮断帯構想の見直しが必要となりました。このため、神奈川県石油コンビナート等防災計画を軸とした総合的かつ継続的な対策により、コンビナート地区の防災対策を推進しております。

次に、震災対策支援システムについてでございますが、このシステムは、地震発生直後の情報の空白期を埋めるため、被害予測を行うシステムとして整備してまいりましたが、 平成6年度の本格稼働から10年が経過し、機器の老朽化が進んでおります。このため、システムの更新などにつきまして、震災対策支援システム検討委員会において、国及び他の自治体の被害予測システムを参考にしながら検討しているところでございます。

次に、原子力施設の防災対策についてでございますが、原子力施設は、地震に対する建物の強度を高めており、また、稼働中に地震が発生した場合には、直ちに緊急停止されることから、地震により周辺に被害が及ぶことはないものと考えられております。しかしながら、万一の事故に備え、原子力事業者は国、県、市との協議に基づき、防災業務計画を策定しておりますし、また、本市におきましては、地域防災計画の都市災害編に基づき、周辺住民などへの広報を含めた応急対策を、適切かつ迅速に実施してまいる計画でございます。

次に、任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についての御質問でございますが、 任期付職員につきましては、市政を取り巻く社会情勢等の急激な変化の中、高度化、専門 化する市政の課題に的確かつ迅速に対応するために、その必要性などを検討してまいりま したが、専門的な知識経験等を有する民間の人材を活用することは有効であると判断し、 このたび所要の整備を行うため、条例の御審議をお願いしているところでございます。こ の条例は、専門的な業務などに外部の人材を任期を定めて採用することができるとする制 度で、任期を定めて従事させる必要がある場合は、市長に限らず他の任命権者も、この条 例に基づき、それぞれの判断で任命、実施することができるものでございます。 この条例において一般任期付職員の採用条件とされる「専門的な知識経験」等とは、民間での実務経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験等で、例えば経済、金融に関する専門知識を有する者を資金管理や運用に関する業務に従事させる場合などが想定されるところでございます。次に、特定任期付職員の採用条件とされる「高度の専門的な知識経験」とは、例えば企業会計に精通した公認会計士を公営企業の財務健全化業務に従事させる場合などが想定されるところでございます。また、「優れた識見」とは、政策課題などへの対応を的確に判断、実行できる見識を有する者で、民間企業の経験者等を政策課題に係る施策の企画立案や、政策実行に関する業務に従事させる場合などが想定されるところでございます。

こうした専門性を備えた民間の人材を確保するための採用の方法でございますが、公募を行うか、行わないかにつきましては、状況、職務等に応じて判断するものでございますが、いずれの場合におきましても、選考を実施し、人事委員会の承認を得て採用するものでございます。また、採用された任期付職員の評価につきましては、業績を重視し、任命権者による客観的な評価をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

〇副議長(佐藤忠) 総合企画局長。 〔総合企画局長 北條秀衛登壇〕

◎総合企画局長(北條秀衛) 総合企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、多摩川の魅力を生かす施策等についての御質問でございますが、多摩川は、昔から人々に多くの恵みを与え続けるとともに、市民に親しまれてきた貴重な環境資源でございます。現在、多摩川は、市民の憩いの場、活動の場、学習の場として多方面から活用されており、市街地に近接した貴重な自然空間として、また広域避難場所として、市民にとって身近で大きな存在となっていると認識しております。また、せせらぎ館の設立や多摩川エコミュージアムプランの推進などによりまして、水辺の楽校など、市民を中心とした活動も一層活発に行われております。こうした状況を踏まえ、桜並木の復活事業や景観形成の推進、大師河原水防センターの整備と合わせた市民の活動の場づくり、国のスーパー堤防事業と連携した市街地からのアクセス性の向上、下水の高度処理による水質浄化の推進、さらには流域自治体との連携など、総合的な取り組みを進め、多摩川の魅力を生かし、多くの市民が親しめる環境づくりを目指したいと考えております。

また、臨海部や多摩川下流域には、多くの企業が立地し、河口部には河港水門、また臨海部には全国でも珍しいはね橋など、戦前、戦後を通じて活発に稼働してきた企業が所有する産業施設や遺産も数多く残されております。多摩川や臨海部の運河などからこれらの施設を眺望することも産業観光の魅力の一つであると考えられますので、今後は、川崎市の個性を生かした魅力づくりにつきまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事業再評価についての御質問でございますが、初めに、国の再評価項目についてでございますが、市の事業再評価は、国の定めた実施要領に沿って実施するものでございまして、評価の項目につきましては基本的に同一でございます。事業をめぐる社会経済情勢等の変化、費用対効果など事業の必要性に関する視点、事業の進捗の見込み、コスト縮

減や代替案立案等の可能性の視点から、事業の採算性を含めて評価することとなっております。市は、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて国に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行うことになっております。国におきましては、対応方針及び決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付に係る対応方針を決定することになっております。

次に、川崎市事業評価検討委員会の構成についてでございますが、委員会は、平成10年に国の再評価制度のスタートに合わせて設置したものでございまして、市の対応方針が客観的かつ公正な評価方法等に基づいて決定されているかどうかについて、御審議いただくものでございます。平成15年度までに延べ34事業について、御審議をいただいたところでございます。委員会は学識者5名で構成されておりまして、各委員の専門は、地方財政、都市交通計画、政策評価、まちづくり、緑地工学などでございます。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 市民局長。

〔市民局長 高阪三男登壇〕

◎市民局長(高阪三男) 市民局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、犯罪被害者等基本法についての御質問でございますが、この法では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後、国が犯罪被害者等基本計画を策定することとされております。また、主な基本的施策といたしましては、相談や情報提供、損害賠償の請求にかかわる援助、給付金制度の充実、保健医療及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住及び雇用の安定など、多岐にわたるものでございます。これまでの本市の対応と検討経過でございますが、県に設置されております神奈川県被害者支援連絡協議会に参加し、情報交換を行うとともに、先進自治体の状況把握に努めております。また、ドメスティック・バイオレンスの被害者等に対する相談や支援など、具体的な対応を行っているところでございます。

次に、総合窓口の設置についてでございますが、支援策が多岐にわたることから、窓口の設置も含め、本市における支援のあり方について、関係局と協議を行っているところでございます。

次に、本市と警察等とのネットワークについてでございますが、これまで、防犯面から神奈川県警察本部や市内各警察署との情報交換、連携を行ってきたところでございまして、 今後とも、こうした関係機関との連携強化が重要と考えております。

次に、本市独自の支援策についてでございますが、現在、犯罪被害者に対する支援も行っている、財団法人法律扶助協会神奈川県支部に補助をしているところでございます。今後、国において策定される基本計画の内容等を踏まえまして、関係機関等とも連携協力しながら、関係局と十分検討協議をしてまいりたいと考えております。なお、犯罪被害にかかわる人権問題をテーマといたしまして、明日、12月9日に、松本サリン事件被害者であり、長野県公安委員の河野義行氏を講師としてお招きし、川崎市人権問題講演会を中原市民館において開催いたします。

次に、ホームページへのバナー広告についての御質問でございますが、本市のホームペ

ージにつきましては、各局や区からトップページへの行政情報の掲載依頼が数多くある中で、バナー広告を掲載するスペースを確保できるのか、画面構成上、見づらくなることはないのか、などの課題を検討しているところでございます。今後は、市民の代表である広報モニターの皆様の意見も踏まえた上で、関係局でつくる、インターネット利用検討部会とも調整をしながら、検討してまいりたいと存じます。

次に、川崎フロンターレホームゲームにおける警備についての御質問でございますが、 今後も多くの方々に競技場にお越しいただき、試合を安全に楽しく観戦していただくこと は、大変重要なことと考えております。このため、主催者である川崎フロンターレが競技 場内外の警備員の数をふやすなどの対策を検討していると伺っております。市といたしま しては、関係局で構成しております川崎フロンターレ庁内協議会において、安全対策につ いて協議を進めるほか、警察に対しましても、周辺警備の協力をお願いしてまいります。 以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 経済局長。

〔経済局長 植松 了登壇〕

◎経済局長(植松了) 経済局関係の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、アジア起業家村構想についての御質問でございますが、初めに、現時点での進捗状況についてでございますが、この5月に市長が上海にトップセールスを行った後、これまでアジア起業家の受け入れ体制の整備に努めてきたところでございます。1つには、広報・誘致活動を初め、ベンチャー企業の支援体制を強化するため、10月に経済局に、アジア起業家支援事業推進室を設置いたしました。2つには、インターネットを使った中国語、ハングルによる情報発信を初め、アジアの都市におけるシティセールス、シンポジウムの開催など、広報活動にも努めてまいりました。3つには、アジア起業家村の拠点としてJFEの京浜ビルTHINKを活用するとともに、創業支援や生活支援などの支援制度や、賃料の優遇措置を創設いたしました。こうした中で、この12月に、ベトナム出身の起業家と韓国企業の2者がアジア起業家村に入居したところでございます。

次に、課題と対策についてでございますが、アジアからのベンチャー企業と市内企業との連携を、今後どう図っていくかが課題と受けとめているところでございます。この課題への対応といたしまして、本構想を推進するパートナーであるアジア起業家村推進機構を初めとする関係団体や機関と連携協力しながら、方策の具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、国際都市としての都市再生についてでございますが、2009年の羽田空港国際化や神奈川口構想の具体化にあわせて、さまざまな基盤整備が図られますと、川崎市はアジアとの人、物、情報の交流拠点として最適な立地となるものと受けとめております。こうした立地条件や技術集積などのポテンシャルをアジア諸国にアピールしながら、アジアのすぐれた人材や企業が創造的に活動するアジア起業家村を臨海部に形成することにより、川崎らしい都市再生を図ってまいりたいと考えております。

次に、産学連携の問題点と対策についてでございますが、ベンチャー企業の誘致や創業 支援には、大学、研究機関、企業間の産学連携ネットワークが必要でありまして、そのた めに関係機関・団体に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。また、アジアとの連携におきましては、国際間の連携が重要な課題となってまいりますが、本市では既に上海交通大学と、人材・技術支援の協力関係を構築したところでございます。今後は、中国、韓国などのサイエンスパークで構成されるアジアサイエンスパーク協会や関係する大学との連携を図ってまいりたいと存じます。

次に、インターネットを活用したものづくり産業の振興についての御質問でございますが、市内のものづくり企業の情報発信を支援するため、川崎市産業振興財団におきまして企業支援データベースを運営しており、現在、市内の1,256社の保有する独自加工技術や機械設備等の情報をインターネット上に掲載し、企業相互の連携や受発注の促進を図っているところでございます。また、今年度から市内企業の製品等の写真をビジュアルに掲載し、製品や技術の販路開拓を支援するWebかわさき製品見本市を開催するため、当面、50社の参加を目標に準備を進めているところでございます。さらに、財団のホームページ「産業バンクかわさき」に、本市が実施しております助成制度など中小企業支援施策の情報提供をしているところでございます。今後とも、ものづくり産業の振興に向けて、インターネットを活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、南部市場についての御質問でございますが、初めに、取扱数量減少の原因でございますが、全国に共通する原因といたしましては、生産者側や販売先の大型化など流通構造の変化や、市場外流通の増加による市場経由率の低下が挙げられます。また、青果、水産物、花卉の3つの部門に共通する南部市場固有の原因といたしましては、北部市場の開場により取引などの中心が北部に移ってしまったこと、生鮮食料品流通の変化や量販店への対応ができなかったこと、周辺の小売店や料飲店など顧客が減少していること、隣接市場との競争に弱いことなどがございます。とりわけ青果部門や花卉部門においては、仲卸機能が十分に発揮されていなかったことがございます。

次に、施設面での整備のおくれについてでございますが、これまで過去に何度か整備について検討をしてまいりましたが、経済状況の激変や取扱高の減少の中での採算性の確保などで、実現しなかった経緯がございます。このため、施設の老朽化が進んでいることも事実でございますので、国の整備基本方針についての関係業界による議論を踏まえて、施設の再整備・再配置などについて対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、取引の効率化など現行における取引面での改善策についてでございますが、取引 方法については競り取引と相対取引がございまして、南部市場では、青果部門や花卉部門 では競り取引がかなりの割合で行われております。競り取引は、大量の品物を公正に素早 く販売する手段として有効でございますが、取扱数量が減少し、取引の単位が小さくなっ た中での競り取引については、それに係る人手が多くなり、効率が下がることになります。 したがいまして、関係者の協力を得て、コストの低減化が図れる相対取引の割合を多くす るなどして、卸売業者の業務の効率化を図る必要があると考えております。

次に、中央卸売市場が地方卸売市場に変わった場合でございますが、直接監督する官庁が農林水産省から神奈川県にかわり、取引の規制が一部緩和されますが、機能的には現行と大きく変わることはないと考えております。

次に、開設者の役割についてでございますが、市場を存続させていくためには、合併大型化による経営基盤の強化や川崎駅周辺の再開発などに伴う新たな販売先の開拓など、関

係事業者の努力とともに、開設者の役割といたしましては、食の安全・安心に配慮した取引業務の指導や、施設の改善並びに集荷面での側面的支援が考えられます。さらに、今後行われる再編のための市場関係者との協議の場や、川崎市中央卸売市場開設運営協議会での議論を踏まえて、検討してまいりたいと存じます。

次に、産業観光研究会についての御質問でございますが、京浜臨海部産業観光研究会は、神奈川県の呼びかけにより、横浜市、川崎市、商工会議所及び民間企業など、21団体により10月に発足したところでございます。この研究会は、京浜臨海部の再生を目指して、地域内の産業観光施設等の連携を図るとともに、企業、観光・商工関連団体、地方自治体が連携して産業観光の推進に係る課題解決に向けて取り組むことを目的としております。今後につきましては、イベントの開催やホームページの活用による外部に向けた積極的な情報発信や、ルート開発に向けた施設間の連携に重点を置いて取り組むこととし、まずはワーキンググループを設置して、課題の整理等を行うことが確認されたところでございます。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 環境局長。

〔環境局長 石井二郎登壇〕

◎環境局長(石井二郎) 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、都市緑化への取り組みについての御質問でございますが、都市における緑は、ヒートアイランド現象の緩和を初めとした都市環境の維持向上、自然生態系の保全、良好な景観の形成、さらには災害時における避難場所など、多様な役割を果たしております。市では、この貴重な緑の保全及び創出に向けて、多摩丘陵の斜面緑地の保全を初め、公園緑地の整備や街路緑化、さらには民有地の緑化など、さまざまな施策を展開し、総合的な都市緑化の充実に努めてきたところでございます。この結果、公園緑地や街路緑化、公共公益施設緑化などにより、市街地における緑は増加をしてきているところでございますが、一方で、丘陵部における樹林地や農地は、相続税対策等による宅地造成などに伴い、漸減しているところでございます。こうしたことから、斜面緑地保全カルテの優先順位に基づいた、より質の高い緑の保全施策の推進を図るとともに、まとまりのある緑の保全に向けて、農地と一体となった斜面緑地の保全と活用に努めるなど、効果的な施策の推進に取り組んでいるところでございます。

また、公園緑地の整備につきましては、この10年間に202カ所、約80へクタールの増加を見ており、等々力緑地や生田緑地などの大規模な公園緑地につきましても、それぞれ地域特性を生かした計画的な整備を図り、風格と魅力あふれる公園づくりを進めているところでございます。したがいまして、都市緑化の推進につきましては、緑の基本計画であるかわさき緑の30プランに基づく各種施策を通して、一定の成果を上げてきたものと考えております。しかしながら、依然として緑が減少を続けていることも否めない事実でございますので、市民、事業者、行政が協働する仕組みを再構築するなど、緑に関する市民意識の醸成に努め、より効果的な施策展開を図ることが不可欠であると考えております。

また、昨今の緑を取り巻く社会的情勢は、美しい国づくり政策大綱や景観緑3法の制定など、大きく変化をしているところでございます。こうしたことを総合的に踏まえながら、

来年度から目標のあり方を含め、これまでの総括を行い、その結果をもとに、2カ年程度 をかけて緑の30プラン見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、向ヶ丘遊園跡地利用についての御質問でございますが、初めに、支援の内容についてでございますが、直接的には、現行制度における税制面での減免措置や、保全される緑の維持管理に関するハード、ソフト両面からの支援が考えられますが、そのほか遊園跡地との回遊性を視野に入れた、ばら苑への園路の整備、都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線、横浜生田線の整備も、間接的には支援につながるものと考えているところでございます。

次に、都市計画緑地の変更の理由等についてでございますが、今回の変更は、多摩丘陵の緑豊かな自然を守りながら、市民利用の確保を図るとともに、遊園跡地周辺地域の活性化や、良好なまちづくりに貢献する一定の跡地利用を図るため、変更するものでございます。また、変更する面積につきましては、編入、除外、ほぼ同面積の5へクタールを予定してございます。

次に、事業ゾーンにおける用途の規制についてでございますが、当該ゾーンにつきましては、地区計画制度の導入による制限を図り、緑化に関する規定を設けるなど、既存の緑地を生かしながら、景観に配慮した土地活用を行うよう、今後、詳細協議の中で検討してまいりたいと存じます。なお、小田急電鉄株式会社からは、社会的ニーズの高い医療、介護、教育、文化等にかかわる土地利用を図ることにより、地域に貢献する先進的なまちづくりを検討していきたいと伺っております。今後のスケジュールといたしましては、ゾーンごとにそれぞれ密接に関連してございますことから、1年程度詳細協議を重ね、都市計画の変更手続を行ってまいりたいと考えております。なお、小田急電鉄株式会社といたしましては、おおむね5年後の完成を予定していると伺っております。

次に、ばら苑とガーデンゾーンの一体的な整備などについてでございますが、ガーデンゾーンは、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承しながら、花木観賞やレクリエーションを通して市民が憩い、にぎわう場として、整備を行うこととしております。したがいまして、隣接するばら苑及び周辺区域と類似した性格を持つことになろうかと思いますので、一体的な整備と利用を前提に、検討してまいりたいと存じます。

次に、フロンターレ支援についての御質問でございますが、初めに、等々力陸上競技場のメーンスタンドに屋根を設置することにつきましては、仮に既存建物を利用して設置することになりますと、建物の強度不足の問題がございます。また、外部に新たに柱を設けて屋根を新設する本格的な規模での改修は、地下埋設ケーブルの移設等を含めて、おおむね60億円から80億円程度の財源を必要といたしますことから、大変難しいものと考えております。なお、簡易な構造の屋根の設置につきまして、その手法等も含め、研究をしてまいりたいと存じます。

次に、等々力緑地内の駐車場についてでございますが、収容能力といたしましては、中央駐車場、南駐車場、東駐車場、ミュージアム前駐車場を合わせまして約687台の常設駐車場がございますが、サッカーや大規模なイベント開催時に備えて、最大で1,000台程度となるよう、臨時駐車場の設置なども含めて対応してまいりたいと存じます。

次に、帰宅時の渋滞対策についてでございますが、Jリーグの試合終了後は一斉に駐車場から出るため、料金所の混雑に加え、外周道路から府中県道への接続部や府中県道そのものが大渋滞となっております。したがいまして、これらの渋滞を改善するためには、駐

車場の利用システムの見直しのほか、周辺道路も含めたエリア全体の交通体系の制御という観点からの対応が必要と考えますが、当面とり得る対策として、府中県道以外の多摩沿線道路への分散誘導、府中県道接続部の信号制御、市バス等の公共交通機関利用の促進などがございます。したがいまして、それらの解決に向けて、フロンターレに関する諸施策について検討する庁内協議会を中心に取り組みを進めているところでございますが、さらに、警察などの関係機関への協力要請を含め、対応の強化を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 井野久明登壇〕

◎健康福祉局長(井野久明) 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、生活保護関係についての御質問でございますが、最近 5 年間の生活保護受給者数と決算額の推移についてでございますが、平成11年度の受給者数は 1 万4,842人、決算額は279億1,423万円、平成13年度、 1 万7,822人、336億8,709万円、平成15年度、 2 万1,672人、403億1,331万円となっております。

次に、生活保護受給者の増加についてでございますが、長期化する経済の悪化及び雇用 先の減少、高齢者世帯の増加や、第二種社会福祉事業を含めたホームレスの生活保護の適 用などが主な増加要因となっております。

次に、開始時調査の方法についてでございますが、まず、家庭内面接や民生委員との連携による生活実態の把握を行いながら、資産保有の有無に係る金融機関等関係先調査を行っております。また、稼働能力の確認のため病状調査を行い、扶養調査や課税調査を含めた就労収入等の調査を実施し、適正な生活保護の実施決定を行っております。

次に、生活保護継続受給者についてでございますが、訪問ケースの格付をAからDまで4区分し、就労指導等の要指導世帯をAケースとし、毎月1回以上、Bケースは、処遇上問題のない世帯で、3カ月に1回以上、Cケースは、高齢者世帯等で、日常生活上、頻繁な訪問を必要としない世帯で、6カ月に1回以上、Dケースは、長期に入院、入所している世帯で、年1回以上となっております。この格付に基づいた定期的訪問による実態調査を中心として、課税一斉調査や収入申告書の定期的な提出による確認及び病状調査や扶養調査などを実施し、適正な生活保護の適用に努めているところでございます。

今後の課題といたしましては、まず、開始時におきましては、資産調査のさらなる拡充、母子世帯の前夫に対する扶養義務履行調査の徹底などが考えられます。継続受給ケースにつきましては、目的を持った訪問調査活動の充実強化や病状調査のさらなる徹底、就労及び求職状況の把握の徹底などがあります。なお、地区担当員には一定の専門性と経験の蓄積が求められておりますが、業務経験の浅い職員も多く、資質向上を図る必要性があるため、研修等を通じ業務への理解を深め、育成を図っているところでございます。また、自立支援、就労促進についてでございますが、自立助長や就労促進ケースを選定し、収入の把握や稼働年齢層の者に対する求職状況報告書の毎月提出のほか、求職情報の提供、ハローワークへの同行訪問を通じて自立支援を図っております。この施策の展開による就労に伴う自立世帯は、厳しい経済状況の中で、平成12年度は168世帯、平成15年度には274世帯

と、就労自立世帯は増加しており、一定の成果が得られているところでございます。しかしながら、生活保護世帯につきましては、強力な自立支援策の推進が求められており、さらなる強化と徹底を図ってまいりたいと考えております。また、国が導入を予定しております自立支援プログラムでは、自立計画を策定し、早期自立に向けた就労支援により、その促進を図ることとしておりますので、本市の今後の具体的な自立支援策といたしましては、現在の施策をさらに充実させるため、経験豊富な就労自立支援相談員の新たな配置を予定しております。

次に、三位一体改革による生活保護費負担率の見直しにつきましては、国が平成17年度の実施を先送りし、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行うこととしております。負担率の引き下げが実施された場合、平成16年度の予算ベースで37億6,000万円の本市の財政負担増が見込まれるところです。生活保護受給者に対しましては、今後も社会経済状況等の変化を踏まえて、就労指導による意欲の向上、職業選択やハローワークの活用の助言指導、技能習得による職業能力開発などの自立支援施策の充実を図り、一人でも多くの方の自立を促進してまいりたいと存じます。

次に、仮称川崎市次世代育成支援対策行動計画素案についての御質問でございますが、初めに、本計画の本市としての特色についてでございますが、この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、6つの基本目標を掲げ、子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を、総合的、体系的に位置づけております。その中で、本市における特色ある施策といたしましては、児童相談所と地域の関係機関等との連携による児童虐待への対応、多文化共生の子育ての推進、地域の子育て力を活用した支援の充実、認可保育所と認可外保育施設の連携による保育受入枠の拡充や、既存の教育・保育資源を生かした幼保一元化施策の検討、推進などでございます。

次に、子育て家庭への新たな支援施策についてでございますが、核家族化の進行等により、家庭の育児力が低下している状況においては、子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、子育てを単に家庭だけの問題とせず、社会全体で支援していくことが必要であります。また、保育所の整備など、仕事と子育ての両立への支援とともに、主に家庭で子育てをしている世帯に対しても支援を充実していく必要があるものと考えております。このような中、新たな支援策として、産後間もない家庭への産褥期へルパーの派遣や、保護者の方の入院等により、お子さんを短期間お預かりするショートステイ事業、特別な理由で保護者の帰宅が夜間になる場合に、保護者が帰宅するまでの間、お子さんをお預かりするトワイライト事業などを実施してまいりたいと存じます。

次に、次代の親を育てることなどの考え方についてでございますが、子どもは次代の親となることから、次世代育成支援においては、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った取り組みが必要であると考えております。具体的な施策といたしましては、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義などの学習、乳幼児との触れ合いや育児体験などを通して、次代の親となるための意識づくりを進めてまいりたいと存じます。

また、都市化や情報化などの社会環境の変化は、生活の利便性をもたらす一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化などの問題が指摘されております。最近においては、実父や実母による子どもへの虐待や、子どもが親を傷つけるなど、家族間における痛ましい事

件がたびたび報道されております。このような状況において、子どもが健やかに成長し、 安心と安らぎのある家庭を築いていくためには、仕事と生活時間のバランスがとれた働き 方を進めるなど、家族が一緒に過ごす時間をふやし、きずなを深めていくことが重要なこ とと考えております。

次に、病院事業における地方公営企業法の全部適用についての御質問でございますが、初めに、経営健全化計画の概要等についてでございますが、本市では、病院事業の経営健全化のため、これまでにも副市長をトップとする病院事業経営会議や、実務者レベルで構成する経営改善プロジェクトを設置して経営改善策を検討するとともに、業務委託化の推進や特殊勤務手当の見直しを行うなど、経営改善に取り組んできたところでございます。しかしながら、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療制度改革、診療報酬改定等、大きな時代の流れの中では、抜本的な経営改善までには至らなかったと認識しているところでございます。今後、病院事業を取り巻く経営環境の変化に的確に対応し、自治体病院として市民と患者の方々に将来にわたって質の高い医療を提供するためには、経営基盤の強化を図ることが重要と考え、今般、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとしたものでございます。これにより、病院事業の経営責任者である病院事業管理者が設置されることになりますので、今後の経営健全化につきましては、平成17年度に病院事業管理者のもとで、平成18年度を初年度とするおおむね5年程度の経営健全化計画を策定し、計画的に経営改善を図ってまいりたいと考えております。

計画を策定するに当たりましては、現状及び将来の予測を的確に把握した上で、経営の 視点からだけでなく、患者の方々あるいは病院機能の視点に立って、経営改善目標を設定 することが重要であると考えております。また、計画の実行に当たりましては、経営評価 システムを導入することにより、目標達成状況の分析・評価、新たな目標の設定、目標達 成のための手段の選択などを適切に行い、計画の進行管理を徹底するとともに、職員一人 一人の意識改革と経営能力の向上を通じて、経営健全化を着実に推進し、患者サービスと 医療の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、病院事業管理者と各病院長の職責についてでございますが、病院事業管理者につきましては、予算の調製、議案の提出及び決算の議会認定への付議等の市長に留保される権限を除き、病院局における組織の決定、職員の任免、給与・勤務時間等の勤務条件、懲戒等の身分取扱、労働協約の締結といった病院局における労務全般、さらには予算原案の作成、決算の調製、資産の取得・管理・処分、契約の締結などの権限がございます。したがいまして、病院事業管理者は、これら病院事業の執行に関して広範な権限を与えられることにより、日常の業務執行に当たるとともに、病院事業の執行に関して本市を代表するものでございます。一方、川崎病院、井田病院の病院長につきましては、病院事業管理者の指示、指導のもとに、診療体制の確立、医療の提供、診療報酬の請求、さらには施設の管理などを行う当該病院の管理運営責任者でございます。

次に、病院局の組織体制につきましては、現在、関係局と協議をしているところでございます。病院事業管理者が病院局長を兼ねるのかどうかにつきましては、管理者選任の動向を踏まえ、十分検討協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) まちづくり局長。

### 〔まちづくり局長 木下 真登壇〕

◎まちづくり局長(木下真) まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、横須賀線武蔵小杉新駅の設置についての御質問でございますが、まず、調査委託の時期についてでございますが、本年6月に、新駅設置のための調査として、武蔵小杉駅周辺交通機能整備に係る基礎的調査をJR東日本に対し、本年度末までの調査期間で委託したものでございます。その内容といたしましては、新駅に関する基礎的な施設計画の検討でございまして、技術的な検討やそれに係る概算事業費の検討などが含まれております。

次に、新駅設置の合意の見通しでございますが、現在進められている調査結果を踏まえ、 本市といたしましては、できる限り早期の合意を得たいと考えております。

次に、完成目標時期につきましては、今後の協議の中で検討していくこととなりますので、現在、具体的な目標設定ができる状況ではございませんが、周辺の開発動向等を考え合わせ、できる限り早期の完成を目指したいと考えております。

次に、南武線の武蔵小杉駅との接続につきましては、JR東日本では連絡する機能が必要であるとのことから、その機能についても検討中とのことでございます。また、新川崎地区のJR横須賀線の新駅設置計画につきましては、一昨年公表されました行財政改革プランによります位置づけを踏まえ、新駅設置を前提とした土地区画整理事業を中止したものでございます。

次に、バリアフリーの取り組みを踏まえた、よりよい交通環境の実現についての御質問でございますが、現在、急速に高齢化が進んでおり、本格的な高齢社会を迎える中で、障害の有無にかかわらず社会に参加できるノーマライゼーションの考え方が社会に浸透してきております。これに伴い、高齢者や障害者、妊婦、けが人などを含め、移動困難な人々が自立した日常生活を送る上で、安全かつ円滑に公共交通機関や道路などを利用し、移動をしやすくするためのバリアフリー化が求められているところでございます。平成12年に施行されました交通バリアフリー法では、公共交通機関の旅客施設、車両等の構造及び設備を改善することとあわせて、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の設備の整備を推進することにより、移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的としております。具体的には、公共交通事業者が、駅、バスターミナル、旅客ターミナル、鉄道車両、バスなどのバリアフリー化を推進することや、駅などの旅客施設を中心とした一定の地域において、市町村が策定する基本構想に基づき、旅客施設、周辺道路の整備、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を、重点的かつ一体的に進めることとしております。

また、鉄道事業者やバス事業者が新たに車両を導入する際には、鉄道車両の車いすスペースの確保や視覚案内情報装置の設置が求められており、低床バスについては、国の基準では、平成22年までにすべての車両のうち25%の配置が義務づけられております。市内の低床バスの導入状況でございますが、平成16年度末までに約23%に達する予定で、平成18年度以内には数値目標を達成できる見込みでございます。その後につきましても積極的な導入を指導し、できる限りの車両についての低床バス化を図ってまいりたいと考えております。

なお、障害者や高齢者の方々の移動の大きなバリアとなっている駅施設内の段差解消として、エレベーターやエスカレーターの設置につきましても鉄道事業者への補助を行っており、平成15年度末でエレベーター27基、エスカレーター14基の設置が終了し、補助による設置駅は18駅となっております。引き続きこの補助制度を活用し、段差解消に努めてまいります。本市といたしましても、これらの施設の促進を図っているところでございますが、今後は、さらに障害者や高齢者の方々の移動が円滑に行われるよう、身近な地域交通環境の改善などの施策の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 建設局長。

〔建設局長 脇領成明登壇〕

◎建設局長(脇領成明) 建設局関係の御質問にお答え申し上げます。

京浜急行大師線連続立体交差事業についての御質問でございますが、この事業は、京急川崎駅から小島新田駅までの延長約5キロメートルのうち、ほぼ全線を連続して地下化することにより、14カ所の踏切を除却するものでございます。平成6年3月には、京急川崎駅から小島新田駅の全線にわたりまして都市計画事業の認可を受け、また、国の補助事業の採択を受けまして、現在事業を進めているところでございます。平成17年度からは、事業効果を早期に発揮させるため、段階的整備として、費用対効果の高い東門前駅から小島新田駅間について工事着手することとしております。この事業は、踏切事故や交通渋滞の解消を図るばかりでなく、分断された地域の一体化による周辺住民等の利便性の向上といった面におきましても、大きな効果をもたらす事業でございまして、本市のまちづくりにとって大変重要な事業であると認識しているところでございます。したがいまして、残る事業区間につきましても、関連事業等と整合を図りつつ、平成27年度の完成を目途に事業推進を図ってまいりたいと考えております。

また、JR南武線の立体交差化につきましても、重要な課題と認識しているところでございますが、京浜急行大師線に加えてJR南武線を同時に整備することは、財政事情を考慮いたしますと、大変厳しい状況と考えております。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 港湾局長。

〔港湾局長 永野幸三登壇〕

◎港湾局長(永野幸三) 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎港のテロ対策の現状と今後の取り組みについての御質問でございますが、本港におきましては、海上人命安全条約、いわゆるSOLAS条約の改正に対応した国内法でございます、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づきまして、国際埠頭施設を管理している本市及び民間事業者において、港湾施設の警備・監視体制の強化を図っているところでございます。本市といたしましては、東扇島地区の川崎港コンテナターミナル、外貿埠頭の1号から9号及び千鳥町地区の1号から7号を陸域の制限区域とし、物的障壁としてのフェンス、ゲートを設置いたしまして、人及び物の出入り管理を24時間体制で実施しているところでございます。なお、保安照明設備、監視装置などにつ

きましては、今年度中に完了する予定でございます。あわせまして、国際埠頭施設の前面 を水域の制限区域とし、港内パトロールなど保安の確保のために必要な措置を講じている ところでございます。

いずれにいたしましても、今後の対応につきましては、港湾管理者であります本市と、 治安当局であります警察、海上保安部、税関、入国管理局や関東地方整備局などの関係行 政機関及び港湾関係団体で構成されております川崎港保安委員会の中で、川崎港全体の情 報交換や脅威が迫ってきた場合などの対応手順、連絡・協力体制の確立などを協議し、川 崎港の保安対策について、万全を期してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 消防局長。

〔消防局長 山口仁臣登壇〕

◎消防局長(山口仁臣) 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

市民消防・防災・救急学習センターについての御質問でございますが、市民の皆様がふだんから防災や消防、救急について学んでいただくことは、大変重要なことだと考えております。消防局といたしましては、消防署の改築を優先して進めているところでございますので、御提案の学習センターの設置につきましては、今後、消防訓練所などの施設整備を計画していく中で、その機能を含め検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 交通局長。

〔交通局長 小玉孝夫登壇〕

◎交通局長(小玉孝夫) 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎縦貫高速鉄道線についての御質問でございますが、初めに、工事施行認可申請に関する本市の取り組みについてでございますが、工事施行認可申請の期限延長に際しては、工事着手時期を踏まえ、延長しようとする期限を明示する必要がありますが、本年9月の時点では、工事着手時期を明確にできる状況には至っておりませんでした。そのような中で、5年程度の延期判断後、初めての延長申請となりましたので、この申請期限の延長をどのような形でお願いするか、事務レベルで、国と精力的に協議調整を行ってまいりました。その結果、事業再評価において、本市の対応方針を明らかにするまでの間、延長申請を保留することとしたものでございます。

次に、事業再評価の調査項目についてでございますが、今回の補正予算は、再評価に必要となる調査設計費をお願いするもので、具体的調査項目といたしましては、路線計画を踏まえた将来需要予測、費用対効果分析、概算建設費の算出及び再評価提出資料の作成でございます。

次に、再評価から着工までの手続についてでございますが、平成16年度末までに再評価 に係る各種検討結果と市対応方針案を、川崎市事業評価検討委員会に諮問し、具申された 内容を尊重した市対応方針を調書に取りまとめ、国に送付する予定でございます。一方、 国では、市から送付された再評価結果を踏まえ、当該事業の補助金交付に係る対応方針を 決定するとともに、再評価結果を平成17年度内に公表することになります。また、再評価 後の着工までの手続につきましては、再評価の結果に基づき、必要な諸手続をとることと なります。

次に、等々力陸上競技場へのアクセスについての御質問でございますが、初めに、バスの直行便の増設についてでございますが、路線バスは、鉄道と役割分担して、最寄り駅と目的地間をピストン運行することにより、その輸送力を発揮することができますので、等々力陸上競技場までのアクセスの場合には、最寄りの小杉駅前から直行便をシャトル運行するのが最も効率的な方法と考えております。したがって、川崎フロンターレのホームゲーム開催日には、市バス2両、東急バス2両の計4両が、小杉駅前から等々力グラウンド臨時乗り場までの間約1.5キロをシャトル運行しております。今後、J1昇格に伴い、利用者数が増加することも予想されますので、東急バスとも協議しながら、現行ルートの増便を適宜行ってまいりたいと考えております。なお、等々力陸上競技場までのアクセスにとりましては、府中街道や等々力グラウンドの臨時乗り場付近の交通渋滞がネックとなっておりますので、関係機関に改善を要請してまいりたいと思います。

次に、スタジアムに近い場所へのバス停の設置についてでございますが、昨年度にルートの見直しを検討した結果では、等々力陸上競技場周辺の道路が観客や一般車両で混雑することから、主に安全性の観点から、スタジアムに近づけるルート設定は難しく、当面の対策として、往路ルートを復路ルートと同じ等々力グラウンド臨時乗り場まで延長して、150メートルほど近づけたところでございます。

次に、市バス事業についての御質問でございますが、初めに、公募嘱託導入に至る背景についてでございますが、市バス事業を取り巻く環境は、交通手段の多様化等により、平成3年度以降お客様の減少傾向が続いているほか、敬老パス制度の見直しや国による規制緩和の実施などにより、大変厳しい状況にあると認識しております。さらに、行財政改革プランの中では経営健全化が強く求められ、一般会計補助金の段階的な削減を行うことになっております。こうした状況において、市バス事業では、現在取り組んでおります第3次経営健全化計画に基づき、菅生出張所の鷲ヶ峰営業所への統合等による職員数の削減や特殊勤務手当の見直しなど、さまざまな人件費の削減を行ってまいりました。しかしながら、市バス事業のコストは、なお、市内の主な民営バス事業者と比較して割高になっていることから、正規職員の採用を当分行わず、これまでの退職者の再任用、再雇用に加え、一般公募による嘱託運転手を採用することにしたものでございます。なお、公募嘱託運転手につきましては、去る9月と10月の2回、初めて募集を行い、来年4月からの乗務に向け、採用を予定しているところでございます。

次に、人件費の抑制についてでございますが、市バス事業は大変厳しい経営状況にあることから、今後の経営改善について、幅広い観点から御意見を伺うため、学識経験者や利用者・事業者代表による川崎市バス事業経営問題検討会を設置し、現在、御検討いただいております。この検討会の中においても、支出総額の8割を占める人件費について、職員の平均給与が市内の主な民営バス事業者と比較して2割以上高くなっていることが指摘されており、給与水準の引き下げや人員削減の必要性について触れられているところでございます。早ければ年内にも答申をいただくことになっておりますので、答申を踏まえ、早急に人件費の縮減に取り組まなくてはならないと考えております。

次に、業務の委託化についてでございますが、市バス事業では、これまでも営業所等におけるバスの誘導業務や車両整備のうち、車検を初めとする法定点検業務などを委託し、経費の節減に努めているところでございます。今後につきましては、検討会において、バス路線の運行委託や一部路線の民営バス事業者への委譲も議論されておりますので、答申を踏まえ、早急に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長(佐藤忠) 青山議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思いますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(佐藤忠) 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後 0 時13分休憩

\_\_\_\_\_

午後1時16分再開

[局長「ただいまの出席議員議長とも58名」と報告]

○議長(坂本茂) 会議を再開いたします。休憩前に引き続き、民主・市民連合の代表質問を行います。それでは、発言を願います。青山議員。

◆20番 (青山圭一) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地下鉄事業について伺います。川崎市の財政状況について見通しを伺いました。市長は、平成17年度から3カ年の収支不足は、行財政改革プランで示した収支不足額より、実質的にはむしろ拡大する状況であると答弁をされました。新聞報道等によれば、市長は11月11日の川崎商工会議所、佐藤会頭からの要請に対して、着工はあくまで前提と前向きに回答と、報じられております。市長に改めて伺いますが、昨年5月、市民1万人アンケートを受けて5年程度着工を延期したのは、厳しい財政状況をかんがみて判断したのではないでしょうか。認識に変化が生まれたのですか、市長の認識を伺います。

次に、着工を決断するのは、最終的に市長みずからの判断だと思います。ただ、その決断をするまでには、まだまだ超えなければならないハードルがあります。そもそも市営地下鉄は、交通不便地域にお住まいの40万人の市民の救済のために建設を決断したはずであります。この間の議論を聞いていますと、何やら需要予測、採算性のみが強調され、出発点の不便地域の解消が吹き飛んでしまったように思われます。市長みずからの政治家としての所見を伺います。

先日、国土交通省とヒアリングをしてまいりました。2度の工事施行認可申請の期限延長を行い、3度目の期限切れの9月10日に至っても明確な態度を示されないというのは、誠実さに欠けているのではないかと考えます。加えて、全身全霊を傾けて精査してきた初期ルートが、ある日突然、思いつきのように変更されるのでは信頼できないとまで、国土交通省トップから言われてまいりました。交通局長の答弁では、国とは申請期限の延長について、精力的に協議調整を行い、本市の対応方針を明らかにするまでの間、延長申請を

保留することで了解を得たとのことであります。余りの温度差、ギャップに驚かされたわけであります。そこで、延長申請の保留は国との納得の上のことなのか、また、国土交通省の真情を察しているのか、あわせて伺います。

次に、学校2学期制についてであります。来年度は、2学期制の平成18年度からの実施に向け、すべての学校での教育課程の再検討をお願いし、試行校の情報提供や全市的行事の見直しを進めるとのことであります。

1点目、全市的行事の見直しの対象行事とその基本的な考え方について伺います。

2点目として、公立小中学校の学期については、市の教育委員会が学校管理運営規則で定めており、2学期制を実施するには改正が必要であります。原則として2学期制とするのか、学期の設定は各学校長にゆだねるとするのか、その運営規則の改正方針について伺います。平成18年度の2学期制のスタートが、全市でスムーズに実施されるようにすべきと思いますが、伺います。

次に、向ヶ丘遊園跡地利用について伺います。緑の保全についての本市の支援策として、 税制面での減免措置が考えられるとのことですが、具体的にはどのようなことが考えられ るのか、伺います。

次に、事業ゾーンについては、地区計画制度の導入によって制限を図るよう、市と小田 急電鉄との詳細協議の中で検討するとのことであります。この地区計画策定の時期はいつ ごろになる予定なのか、伺います。都市計画変更の時期についても伺っておきます。

次に、ガーデンゾーンは、隣接するばら苑及び周辺区域と類似した性格を持つことから、 一体的な整備と利用を検討したいとの答弁がありました。そこで伺いますが、ばら苑への アクセスの改善が望まれています。小田急時代の園路の活用ができないか、その際、園路 に歩道を設置して、歩行者の安全をより高めるようにすべきと思いますが、伺います。

また、ばら苑で要望の強いレストランをガーデンゾーンに設置することを検討すること についても伺います。ばら苑とガーデンゾーンの一体的整備と利用を前提に、メリットの 大きい管理面での一体化ができないか、伺います。

次に、現在進められている生田緑地整備計画策定作業では、遊園跡地について、ばら苑と周辺区域以外には触れないとなっていますが、基本合意の成立した現在、小田急電鉄と市との協議を前提に、ガーデンゾーンも一体的整備と利用の観点から、整備計画の対象エリアとすべきと思いますが、伺います。この問題に対する市民参加のあり方についても伺っておきます。生田緑地の整備計画策定作業の現状と、本年度のまとめの見通し及び来年度以降の取り組み内容についても伺います。

南部市場について再質問いたします。経済局長が答弁されたとおり、仲卸機能の問題、 競り取引や相対取引による業務の効率化、さらには量販店への対応など、今後どのような 形になるか予測はできませんが、仮に存続になれば、それぞれ古くて新しい問題について、 開設者が勇断をもって臨む必要があると思います。局長の決意について伺います。次に、 地方市場に変わった場合、監督官庁の交代と述べていますが、補助金などの財政面や集荷 についての影響は心配ないのか、伺います。 3 点目ですけれども、南部市場が廃止される ようなことは絶対にあり得ないと断言できると考えてよいのか、伺います。

議案第167号、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について伺います。 まず、市長に率直に伺います。対象者に区長及び病院事業管理者を想定されているのか、 伺います。また、そうであれば、当然公募をされるべきと考えますが、その有無、さらに、 人事委員会の承認については議会が関与できないので、人事評価、業務評価も客観的な評価制度が重要となります。その制度のあり方について伺います。さらに、今回は本年6月改正前の根拠法を参考にしたとのことですが、改正法では、一般任期付職員及び特定任期付職員の条件を拡大して、すべての一般職員を対象にしています。今後、一般職員への適用を考えているのか、伺います。

議案第170号、自治基本条例について市長に再度伺います。区への分権をより一層進めるために、区長権限により執行する予算の拡充とともに、区役所費として新たに款を創設し、区ごとに独立した科目として位置づけることも検討されているとのことであります。この区役所費には、区役所にかかわるすべての予算が含まれるのか、また、もしすべての予算が含まれないのであれば、どのようなものを区役所費に含めるのか、考え方を伺います。区役所に関しては、地域の課題を地域で解決できるよう、組織の機能充実を図るとのことであります。今後、区役所の組織整備に関し、どのような機能の強化を行っていくのか、現時点における考えを伺います。

さて、自治基本条例では、行政の徹底した説明責任を果たす決意と役割が制度の基本精神となります。ついては、市民からの苦情や問い合わせを、少なくともたらい回しにする心配がない総合窓口の整備が求められ、また、苦情、不服等の各種救済制度が、より市民に便宜をもたらす制度へと見直される必要があります。条例制定を機に、苦情や問い合わせを一元的に受け付ける総合窓口をコンタクトセンターとして市役所と区役所に整備をすべきと考えますが、市長に伺います。また、各種救済制度については、さきに市長は「自治基本条例に定められた趣旨に沿って市民に十分に活用されるよう、適切な運用に努めてまいりたい」と答弁されました。何をどのように適切に運用するのか、その当面の重点となる制度設計を伺います。

議案第180号、川崎市基本構想について市長に伺います。現在策定を進められている実行計画では、今後3年間の具体的な取り組み内容とともに、基本構想の計画期間全体である10年間についても、可能な限り具体的な達成目標を示されるとのことであります。再度確認いたしますが、今後の10年間に実行すべき課題であると実行計画策定段階で判断した政策課題については、例示的にではなく、網羅的に実行計画の中で触れられるという理解でよいのか、伺います。また、実行計画の改定時期と計画期間について、どのように考えているのか、現時点の考えを伺います。よろしくお願いします。

# ○議長(坂本茂) 市長。

◎市長(阿部孝夫) それではまず、川崎縦貫高速鉄道線についてのお尋ねでございますが、工事着手に向けての考え方についてでございますけれども、本事業については、従前から、私は効率的で採算のとれる事業として推進してまいりたいと考えておりました。そこで、一昨年には、コスト縮減方策等を検討していただくために、学識者と市民から成る研究会を設置しまして、約1,000億円の事業費縮減を図ってきたところでございます。しかし、昨年の6月、本市の財政状況等を主な理由に、本事業の着工を延期したところでございますので、本年度中に前倒しして行う事業再評価において、中長期的な財政の見通しを

踏まえ、川崎縦貫高速鉄道線整備に対する本市の対応方針をお示しすることになると思います。これらの作業の中では、あらゆる可能性について検討をいたしまして、市民にとってよりよい方策を探ってまいりたいと考えております。

次に、本路線の整備意義についてでございますけれども、事業再評価では、鉄道事業許可を取得した新百合ヶ丘から元住吉間が基本となるわけでございます。したがって、仮に路線の一部を変更したとしても、大部分は許可を取得した路線となりますので、鉄道不便地域の解消という本事業の基本的な目標、効果が損なわれるものではないと考えております。

次に、工事施行認可申請についてでございますが、川崎市の判断として、事業再評価に おいて本市の対応方針を明らかにするまでの間、延長申請を保留することとしたものでご ざいますので、本年度中に前倒しして事業再評価を実施するものでございます。

次に、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてのお尋ねでございますが、この条例に基づきまして、区におけるさまざまな地域課題を的確に把握し、新鮮な市民感覚を持って区政を運営していただける、すぐれた識見等を備えた民間の方を区長に登用することは、区行政改革の実現に向けて重要な意義を持つものと考えております。登用に当たっては、公募を実施することも一つの方法と考えておりますが、適任者を選任することが重要でございますので、登用の時期、公募に要する期間などの課題も考慮しながら、その方法について検討してまいりたいと思います。なお、病院事業管理者は特別職の公務員となりますので、この条例による採用の対象とはならないものでございます。また、任期付職員の業績評価などにつきましては、事業目的をいかに達成できたかを主眼として、その業績を客観的に評価できる手法を検討してまいります。なお、法改正に伴う任期付職員の範囲の拡大につきましては、多様な勤務形態のあり方の一つとして、今後検討してまいります。

次に、新たな予算の款についてのお尋ねでございますけれども、現在創設を検討しております款、区役所費への計上を想定している経費といたしましては、区役所の管理運営費や戸籍事務に係る経費などがございますが、その中で、魅力ある区づくり推進事業費など、地域の要望にこたえ、区長のリーダーシップにより、区の独自性や特色を持たせた執行が可能な経費につきましては、区ごとの独立した科目として計上することを検討しているところでございます。

次に、今後の区役所の組織整備についてのお尋ねでございますけれども、地域の課題に 的確に対応するためには、地域の視点に立った総合的な調整が求められておりますことか ら、総務企画課を新設するなどの組織整備をこれまで図ってきたところでございます。今 後の取り組みといたしましては、多くの区で課題となっております主要駅周辺の放置自転 車への対応、地域住民の自主的活動を生かしたまちづくりや防犯活動などへの支援、また、 区役所を地域における子育て支援の拠点として、子育てを総合的に支援する機能の強化等 を図ってまいる考えでございます。これからも、市民参画による地域社会実現のため、区 行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例についてのお尋ねでございますけれども、初めに、コンタクトセンターの整備についてでございますが、自治基本条例においては、行政運営の基本として、 市政に関する情報については、市民との情報の共有化を推進するとともに、市民からの提 案等に対して的確に応答することが求められているところでございます。したがいまして、この条例の趣旨を実現するための体制として、現在検討中のコンタクトセンターは大変重要な役割を担うものであると考えております。なお、コンタクトセンターの設置に当たりましては、市民にとってわかりやすく、しかも十分活用されるためには、一元的な受付窓口であることが重要でありますことから、市役所内への設置を検討しているところでございます。

次に、苦情、不服等に対する措置についてでございますが、本市の救済制度には、市民の市政に対する苦情、不服等の救済に係る制度である市民オンブズマン制度を初め、公文書公開審査会、個人情報保護審査会や建築審査会などの個別の制度がございます。これらの制度は、市民にわかりやすく、利用しやすいものであることが求められておりまして、いずれの制度もそのように努めているものでございますが、今回御審議をお願いしております公文書公開審査会と個人情報保護審査会の統合により、効率化を図り、より迅速な対応が図られるようにすることを初め、市民オンブズマンの機能及び権限をより適切に活用するなど、自治基本条例に定められた趣旨に沿って市民に十分活用されるよう、適切な運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、基本構想についてのお尋ねでございますが、現在策定を進めております実行計画につきましては、基本構想で掲げるまちづくりの基本目標の実現に向けて、取り組むべき施策や事業について、3年間の具体的な取り組み内容をお示しするものでございます。実行計画の策定に当たりましては、本市にかかわるすべての施策・事業を対象にするとともに、それぞれの施策・事業の状況や市政全体の財政状況も踏まえながら、可能な限り、基本構想の期間である10年を見据えた達成目標を設定するとともに、その実現に向け、具体的な施策・事業を位置づけてまいりたいと考えているところです。

次に、実行計画の改定につきましては、急速な社会環境の変化の中にあっても、計画の 実行性を確保することが重要でありますことから、計画期間を3年間と、現行の計画に比 べて短期に設定しているところでございまして、基本的には、3年間の達成状況やその成 果を見据えながら、改定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上 でございます。

### ○議長(坂本茂) 教育長。

◎教育長(河野和子) 本市における 2 学期制の試行の導入についての御質問でございますが、初めに、全市的行事の対象行事とその基本的な考え方についてでございますが、小学校では、修学旅行、連合運動会、自然教室の 3 つを対象としております。平成17年度は、試行を希望する学校に配慮した日程調整で対応いたします。平成18年度につきましては、平成17年度中に基本的な考え方を検討し、全市的な行事への取り組み方を整理する予定でございます。中学校につきましては、中学校総合体育大会を対象としております。平成16・17年度に、川崎市中学校体育連盟において特別委員会を設置しまして、検討を行っているところでございます。

次に、学校管理運営規則の改正方針でございますが、既に2学期制を希望する学校につきましては、あらかじめ教育委員会の承認を受けることを前提に2学期制を取り入れ、休

業日を別に定めることができると、平成16年3月に改正させていただいております。

次に、平成18年度の2学期制の取り組みが全市でスムーズにいくように、ということでございますが、教育委員会といたしましては、平成18年度、2学期制に移行できるよう、体制を整える予定でございます。各学校におきましては、平成17年度中に教育課程の見直しや、保護者、地域への説明等を行い、2学期制への理解を深めていただきたいと考えております。以上でございます。

### ○議長(坂本茂) 経済局長。

◎経済局長(植松了) 南部市場についての御質問でございますが、初めに、南部市場の存続についてでございますが、仮に地方市場を選択するとした場合でも、新規顧客の開拓や、従来の慣習にとらわれない取引方法の改善、あるいは財務体質の強化など、業者の方々のより一層の努力が必要と考えております。特に御指摘のありました取引関係の問題につきましては、関係者の利害も絡むことでもあり、開設者としても十分調整を行いながら解決に当たりたいと考えております。

次に、地方市場に変わった場合の補助金についてでございますが、補助率については事業の内容により若干減少する部分もございますが、県の卸売市場整備計画の中に組み入れられることになりますので、新設の施設に対する補助金を受けることはできるものと考えております。

次に、集荷面についてでございますが、一般的には地方市場の方が産地への信頼度など の点で低く評価されがちでございますので、影響はあることと思われますが、卸売業者と も連携し、集荷の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、南部市場の今後の方向性についてでございますが、答申にもございますとおり、 市場内業者及び買い出し人等の市場利用者の多くが存続を希望していることから、そのよ うな状況も考慮して、市場関係者と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。以 上でございます。

#### ○議長(坂本茂) 環境局長。

◎環境局長(石井二郎) 向ヶ丘遊園跡地利用についての御質問でございますが、初めに、 支援策としての税制面からの措置についてでございますが、法に基づく市民緑地制度や無 償借地による固定資産税及び都市計画税の非課税などが考えられるところでございます。

次に、都市計画変更等の時期についてでございますが、今後1年程度、跡地活用の具体的な詳細協議を重ね、平成18年度には都市計画の変更とあわせて、地区計画の指定の手続を行ってまいりたいと考えております。

次に、ばら苑へのアクセスの改善などについてでございますが、向ヶ丘遊園の開園中に利用されておりました園路は、高齢者等への負担が少なく、また、新たに歩道を整備し、歩行者の安全確保を図る必要もございますので、具体化に向け努力してまいりたいと考えております。また、ガーデンゾーンへのレストラン設置につきましては、今後の話し合いの中で要望してまいりたいと存じます。

次に、ばら苑とガーデンゾーンの管理についてでございますが、一体整備とともに、その効率的な管理ということから、一体的な管理も望ましいということも十分考えられますので、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、ガーデンゾーンを今年度進めている生田緑地整備基本計画の対象エリアにすることについてでございますが、ばら苑を除く遊園跡地は、個人地権者7名と私企業の所有地であり、跡地を新たな事業用地として整備し、市民に開放することとしておりますので、現時点では基本計画の対象とすることは難しいと考えております。いずれにいたしましても、今後1年間、小田急電鉄株式会社とは、整備はもとより、管理運営に至るまで詳細な協議が行われることとなりますので、現在、市民参加により進めておりますワークショップの中での御意見や御要望が十分反映されるよう、努力してまいりたいと存じます。

次に、基本計画の策定の状況と本年度のまとめ等についてでございますが、本年度のワークショップは全7回を予定しておりまして、現在第5回目が終了しており、取りまとめにつきましては来年3月末を目途としております。また、来年度以降につきましては、基本計画の内容を踏まえつつ、必要に応じてワークショップを行うなど、できるだけ早期整備に向け努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

#### ○議長(坂本茂) 青山議員。

◆20番(青山圭一) それぞれありがとうございました。

再度、市長に、縦貫高速鉄道――地下鉄について伺います。今回の事業再評価につきましては、極めて重いと思います。初期路線を選択するにしても、新路線を選択、決断するにしても、中止を選択するにしても、いずれの選択肢も、与える市民への影響は多大であります。そこで、今回、事業再評価事業予算が2,000万円で計上されましたが、これで果たして十分なのでしょうか。市民が十分納得のいく調査が求められています。そのためには、増額もある面では検討すべきと思いますが、伺います。

次に、市民合意のあり方について、市長は、我々の提案に基づき、昨年1万人アンケートを実施しました。今回もそれだけ重要な決定を行うわけですから、一回市民に信を問うべきではないかと考えます。折しも市民自治基本条例が提案されています。この中で、住民投票制度が検討されていますが、住民投票制度も含め、市民合意の方法について、市長に伺います。

# ○議長(坂本茂) 市長。

◎市長(阿部孝夫) 川崎縦貫高速鉄道線についてのお尋ねでございますけれども、初めに、事業再評価にかかわる予算についてでございますが、平成16年度当初予算では6,700万円を計上して、平成17年度の事業再評価に向けた調査検討を行っているところでありますけれども、事業再評価を平成16年度中に前倒しして実施することから、今回それに加えて追加の補正をお願いするものでございます。この事業再評価では、鉄道事業許可を取得した新百合ヶ丘から元住吉間を基本に、あらゆる可能性を検討し、本事業に対する本市の対応方針をお示しすることになるわけでございます。その後、お示しした対応方針に基づ

き、事業を進めることになった場合には、それに必要な各調査が出てまいりますので、各種調査を行うに必要な予算をお願いすることになるものと考えております。

次に、市民合意についてでございますけれども、市民の意見を反映させながら事業を進めていくことは大変重要なことでございますので、今後、事業再評価の結果に基づき手続を進める中で、市民意見を十分に反映させてまいりたいと考えているところでございます。 以上でございます。

# ○議長(坂本茂) 青山議員。

◆20番 (青山圭一) それぞれ地下鉄問題等を含めて質疑をさせていただきました。いろいろとありがとうございました。

全体を通じて、一点要望をさせていただきたいと思います。京浜急行大師線連続立体交差事業と南武線連続立体交差事業について、要望させていただきたいと思います。川崎縦貫高速鉄道と京浜急行大師線連続立体交差事業と、南武線連続立体交差事業には、考え方に大きな差があります。川崎縦貫高速鉄道では、ルート変更について、仮にルート変更することが市民にとってよいものであれば、多少時間を費やしても、国や関係機関と、誠意、協議調整し、許可取得に努力するということであります。一方、京浜急行大師線連続立体交差事業は、第2期区間の川崎大師駅から京浜急行川崎駅までは、川崎縦貫道路と並行しております。川崎縦貫道路は、大師ジャンクションから国道15号線間の事業見通しも示されておらず、国道409号線との並行区間約1.2キロメートルの同時施行も難しくなっているのに、平成27年度完成を主張しております。暫定整備完了が平成22年度であり、この5年間で全区間完成ができるのか、極めて疑問であります。我々は、思い切って都市計画の変更をすべく、京浜急行大師線の連続立体交差事業を見直し、小島新田駅から川崎駅間の連続立体交差事業を進めるべきことを、ここに主張させていただきます。

あとは委員会に譲って、質問を終わります。ありがとうございました。